

第七十六回
国会

参議院地方行政委員会會議録第三号

昭和五十年十一月十一日(火曜日)
午後三時三十分開会

委員の異動

十一月十一日

辞任

鍋島 直紹君
橋本 繁蔵君
加瀬 完君
赤桐 操君

補欠選任

山崎 竜男君
初村 龍一郎君
野田 哲君
志苦 裕君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

原 文兵衛君
金井 元彦君
安田 隆明君
野口 忠夫君
神谷信之助君

委員

安孫子 藤吉君
井上 吉夫君
岩男 頼一君
大谷 藤之助君
夏目 忠雄君
初村 龍一郎君
山崎 竜男君
小山 一平君
志苦 裕君
野田 哲君
福岡 知之君
和田 静夫君
阿部 憲一君
上林 繁次郎君
市川 房枝君

國務大臣

政府委員

大蔵大臣 大平 正芳君
文部大臣 永井 道雄君
建設大臣 飯谷 忠男君
自治大臣 福田 一君

公正取引委員会 吉野 秀雄君
事務局審査部長 土金 賢三君
警察庁刑事局長 戸田 嘉徳君
大蔵大臣官房審議官 田中 敬君
大蔵省主計局次長 原 徹君
大蔵省理財局次長 清水 成之君
文部省管理局長 大塩 洋一郎君
建設省計画局長 山本 悟君
自治大臣官房審議官 石見 隆三君
自治大臣官房審議官 横手 正君
自治省行政局長 林 忠雄君
自治省財政局長 松浦 功君
自治省税務局長 首藤 堯君

事務局側

説明員

常任委員会専門員

行政管理庁行政監察局監察官 吉村 友佑君
国土庁計画・調整局長 國塚 武平君
国土庁土地局次長 松本 作衛君
法務省民事局参事官 吉野 衛君
厚生省社会局更生課長 金瀬 忠夫君
農林大臣官房文書課長 小野 重和君

建設省住宅局長 吉田 公二君
宅地課長 田中 和夫君
自治大臣官房審議官

本日の會議に付した案件

○昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原文兵衛君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。福田自治大臣。

○國務大臣(福田一君) ただいま議題となりまし

た昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

最近における経済の停滞は、地方財政の上にもきわめて深刻な影響を及ぼすに至っており、本年度における地方税の当初見込みに対する減収額は一兆六千億圓に上るものと推定されますが、これに加えて、今回国税三税が減額補正されることに伴い、地方交付税においても、当初予算計上額に対して一兆一千億圓余の落ち込みを生ずることとなってまいりました。

しかし、地方財政の現況は、このような事態にとうてい耐えることができないと考えられますので、本年度においては、この地方交付税の落ち込み分一兆一千億圓八千万圓については、交付税及び譲与税配付金特別会計における借り入れ措置を行うことによって、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保することといたしたのであります。さらに、先ほど政府においては、人事院の

勧告に基づき、本年四月一日から国家公務員の給与改定を実施することといたしました。したが、これに伴い、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施するための一般財源を付与する必要が

あります。また、国の補正措置に伴う地方負担の増等に対処するための財源措置のほか、本年度における経済環境の著しい変動にかんがみ、地方財政の健全な運営に資するための財源措置を講ずる必要があらます。そのための措置として臨時地方特例交付金二百二十億圓を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとするほか、交付税及び譲与税配付金特別会計において百九十五億圓を借り入れることといたしたのであります。

以上の結果、今回の地方交付税の借入金、国税三税の減額補正に伴うものと給与改定等の財源措置に伴うものとを合計して、一兆一千九百九十九億八千万圓となりますが、この借入金については、昭和五十三年度から昭和六十年までの各年度に分割して償還することとしております。

次に、地方税の当初見込みに対する減収に対処する措置としては、地方債一兆六千三百三十二億圓を増額発行することとするほか、景気刺激のための公共事業費等の増額に關連する地方費の増加については地方債三千八百八十億圓を措置することとしたしておりますが、この場合において、地方団体は、地方税の減収に対処するために発行する地方債については、まず普通建設事業等のいわゆる適債事業に充当し、なお充当し切れない部分がある場合においては、適正な財政運営を行うにつき必要とされる経費の財源に充当することができ旨の特例を設けることといたしたのであります。

以上が、昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(原文兵衛君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 大蔵大臣お急ぎのようでありまして、まず大蔵大臣に二、三お聞きをいたしますが、財政危機の原因をどう考えているのか。これは予算委員会等で述べられておりますが、一番聞きたいのは、歳入欠陥の予測は一体いつごろ出てきたのか、そうした事態の責任は一体どこにあるのか。

と申しますのは、かなり大蔵大臣の歳入欠陥が生ずるであろうという事は当初予算審議において、私も予算委員でありましたから、すでに予測をした論議を大蔵大臣とさせていたました。そうして、当初予算が成立してわづかな期間に歳入欠陥が云々される。たとえば、四月二日に参議院本会議を通れば、四月七日ごろにも大蔵大臣は大蔵の当時高木事務次官以下をお集めになつてそういうようなことを示唆される、こういうようなことがあつたように記憶をしますし、私たちは、また一方、六月の二十六日にここで地方交付税法を上げるに当たって、参議院地方行政委員会は十三項目の独自の決議を上げました。その第一項目で、すでに大蔵大臣の歳入欠陥が生ずるであろうということを予測をして、三つに分けたところの決議を一つ項目で上げたのであります。したがって、私は、正確にこれらのことが大蔵省並びに大蔵大臣におわかりになつていなかったはずはない、こういうふうに思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(大平正芳君) 歳入の見積もりというのは二つの大きな素材から作業をいたしておるわけでございます。一つは、過去の各税目の収納実績をフォローして将来の展望を予測するといふことが一つでございます。もう一つは、経済の成長をどう見るかということで、たとえば雇用所得が一番太い財源でございますけれども、そういうものがどのような推移をたどるであろうかという

ようなこと等、つまり、経済の将来の見通しをベイスにして、それに税の弾性値を当てはめまして収入を見積もるというやり方をやっております。そのわけでございます。去年の場合は前者の方、すなわち昭和四十九年度の各税目の収入実績は、各毎月毎月の実績は比較的順調に推移してきていたわけでございます。ことしの一月の収納実績をざらにいたしまして、特に大きな異変をそこに発見することができないように順調に進んできたわけでございます。もっとも、私も去年の下半期は相当景気は冷え込むであろう、収入は相当減るであろうという点で見積もりを立てたわけでござい

ます。すでに見積もり自体が低かつたわけでございまして、それに見積もりが低かつたわけが起きました。それは三月の確定申告、そしてその三月の決算、法人の決算等から顕著な落ち込みがあらわになつてまいりました。それで、そういう全般的な収税官庁のものが私の手元に集まつてまいりますのは一カ月以上たつたなければ正確な数字が来ないわけでございまして、しかし、何となく相当な落ち込みになるのではないかと、何となく予感にあらわなところがある。参議院の予算の最終の御審議の段階においてあつたわけでござい

ます。しかし、いいかげんな推定で参議院の予算委員会に御報告するなどという事は非常に私は不謹慎だと思ひまして、そのことはそういう予感は現実にはありましたけれども、はっきりと数字的につかめるまでは国会で申し上げるべきでない、これは私の信念です。四月二日に予算が成立したわけでございまして、四月二日に予算が成立して、それからしばらくたちまして方々の抜き調査をやりました結果が出てまいりまして、これじやえらいことになるというので、若干の、財政が非常に大事なえらい局面を迎えたということに對して大蔵省としても一段と緊張した姿勢でやらにやいかぬというところで、四月十五日に閣議で初めて事の実態を御報告するといふようなことにいたしましたわけでござい

ます。了解いただきたいこと、もう一つ御了解いただきたいのは、そういう相当な落ち込みになつてきたと思ひましたけれども、しかし、私は歳出はここで調整しなさいかぬと思つたんです。つまり、中央地方を通じてここでわれわれはえらい歳入の落ち込みがあるから歳出を調整していき、節約を思い切つて進めるというやうなことをやりまして、これはさきさきに景気が落ち込んでおる状態でございますのに、それに拍車をかけることになつて経済不安、雇用不安を招くおそれがある。すので、これは絶対そういうことをしなさいかぬといふことでございまして、この予算は何となく、このまま成立させてもらわなければいかぬ、そして成立予算はそのまま実行させてもらおうと、私はそういうかたい決意をしたわけでござい

ました。したがって、そういう状態があるのに、いかにも白々しく振る舞つたのはけしからぬ言つて、ずいぶん参議院からでも先般来おしかりを受けたわけでございまして、私はそういうことであつて、別に他意はないのであります。

○和田静夫君 大蔵大臣はそう言われますけれども、私は四月三日ごろからちよつと遊説に出てまして、そして七日の夕刊でありましたか、読んだら、もうすでに大蔵大臣主権のもとにおける歳入欠陥が生ずるのではなからうか、それに對する新税の手当てであるとか、あるいは不要不急の予算の削減であるとか、何か手法はなからうかなどといふやうな協議が行われ出すと、こういうやうな形の報道になつていたもので、せつかく予算委員会ではいろいろの論議をしたけれども、当時大蔵大臣はもう頭の中で、たとえば私なら私が指摘をしているやうな形で欠陥は起こると。しかし、いま述べられましたやうに、予算としてはどうしても一通通しておかなきゃならぬ、そう決意をしたから通してもらった、こういうやうな形になつたのではなからうかといふことを非常に危惧するのであります。今度の場合、時間もあり

ませんから、いろいろの数字を挙げて申し述べたいところですが申し述べませんが、公債を追加発行して穴埋めをする、あるいは地方財政についても、交付税にしろあるいは地方税の落ち込みにしる、借入金や地方債などで埋め合わせる。これは結局後年度による負担ですね。送られるだけであります。後、その意味では、いまはいが、こういうことがたゞ重なる将来大変な問題を残すことになるのではなからうか。そういう意味でこれは一時的措置であつて、将来の見通しというのが十分ではないといふやうに考えられるんですが、そういう点についてはどういふやうにお考えになつておられるわけですか。

○国務大臣(大平正芳君) いまわれわれ財政当局がやっておりますことは、異例な措置ばかりやっております。御指摘のとおり、歳入が上からないわけでございまして、歳入は景気対策までやらにやいかぬなんといふときでございまして、で、仰せのとおり、無理に無理を重ねておるわけでございまして、これによりまして、しかしながら経済に活力をつけて、経済が正常な姿になり、力がついてまいりまして、中央地方を通じて税収が適正に期待できるという状態を早く招来せにやならぬわけでございまして、それまでの間は相当無理をして、あなたの仰せのとおり、無理を重ねていかざるを得ないと思つておるわけで、財政の本筋から申しますと、こういうことをやることは非常にいけないことばかりいまややつておるとは、私も十分自覚をした上でやらせていただいております。と、おつたところでござい

○和田静夫君 「昭和五十年の地方財政対策を講ずるに当たり、次のとおり申し合わせる」といふ覚書が大平大蔵大臣と福田自治大臣との間で交わされています。この大蔵、自治両大臣との間で交わされた、そのことについては私は何も異議を申し立てようなどとは思つていませんが、何を意味するのかわからない文章になつておるのではありませんか。なぜかといふ覚書をおつくりになつたの

か、大蔵大臣の方から。

○国務大臣(大平正芳君) 大蔵省にとりまして、も、そして言い得べくんば自治省にとりまして、非常に異例な事態だと思ふんです。それで、こういうことをやって、あなたが、和田さんがいみじくもおっしゃるように、後年度どういうことになるのか、どういうことをしなければならなくなるのか、大蔵当局も自治当局も非常に不安を隠さない現状であることは御同情いただけると思ふんです。そういうことでございますので、先々どういふ事態が起きて、大蔵、自治両当局は十分協力せにやならぬじゃないかと、依然どんな場合にも協力していかねばならぬことでございまして、特におかにかないかと、何となく両方が不安に駆られておたわけてございまして、第一の場合、一兆一千五億円の処理を交付税交付金の系統で年度を越えてこれを処理しようとするのだけれども、果たして計画どおり返還が可能かどうかという点、自治省の方でも地方団体を背後に控えて心配であるということでございますので、そういう場合には、ひとつ負担の緩和についてよく話し合おうじゃないかということをお蔵省から取っておかないといけないというお気持ちだっただと思ふんでございまして、それは十分私も理解できることでございまして、第一はそういうことでございまして。

第二の方は起債の消化につきましてでございますが、例年そうでございますけれども、ことにこのしのような状況で地方債を多くお願いせにやならぬ段階におきましては、特に、よほど大蔵当局がバックアップしないと、その消化がおぼつかないのじゃないかという懸念が表明されたわけでございますので、そういうことのないようにしようじゃないかということでございます。これははいわば大蔵、自治両当局として当然なすべきことでございまして、なすべきことでございまして、事象が事態だけに、異常な事態でございまして、特に覚書を交換しておこうじゃないかという

ことになったまでと私は思っております。

○和田静夫君 自治大臣いなのでちよつと困るんですがね。実は、「昭和五十年年度の地方財政対策を講ずるに当たり、次のとおり申し合わせる。」私はこの覚書の表題こそが、先ほど私が申し述べましたように、今回の地方財政対策が一時的な措置にすぎない、問題を後年に引き延ばしただけであるということをごまかす告白しているように思われるわけですね。そこで、いま本心を語られたように思われるが、お互い腹の中が不安である、よつて覚書の交換と。つまり、今回の補正措置は、結局は多額の借金で埋め合わせるということであつて、控え目ない方をして、多分に将来において財政的困難を引き起こす原因をつくつた、そういうことを大蔵、自治両大臣間で確認をされた、こういうことの告白でないかというふうに感ずるんですが、その理解しておいてよろしいですか。

○国務大臣(大平正芳君) 今日の景気は、大蔵省と自治省、中央とか地方とか言うてこれ分けて論じられるような事態でないと思ふんです。大変な、いわば中央も地方もみ込んだ大きな危機でございまして、かつてない事態でございまして、したがって、かつてない措置をもつて対応しなけりやならぬような事態でございまして。そして、これはことごとく来年とかいうようなのはまことに異常な事態、年でございまして、ノーマルな年じゃないということもあなたの御理解のとおりだと思ふのであります。したがって、昭和五十年年度の地方財政対策が危機を、後年度の問題をつくり出したというのではなくて、事態そのものが問題をやらんでおるわけでございますので、五十年年度の地方財政対策を講ずる際に、われわれといひましたは、これは両者当然の責任でございまして、念のためこうしておこうじゃないかということにいたしましたわけでございます。すなわち危機は、後年度の問題は、五十年年度の地方財政対策から生まれたのではなくて、事態そのものから出てきたというように御理解を賜れば幸せだと思ひます。

○和田静夫君 ちよつと大蔵大臣、恐縮なんです

が、細かい問題ですがね。「毎年度の国、地方おのの財政状況を勘案しつつ」とありますね。あるのですよ。これは一体、両大臣、どういう意味で、いつの時点で勘案をされるということだ覚書を交換されたのですか。

○国務大臣(大平正芳君) 毎年度、これは単年度ごとの予算編成のときに、国、地方おのの財政状況を勘案しながらということでございます。

○和田静夫君 これは本来自治大臣に答弁させるべきなんだろうがね。「必要がある」と認めると「き」というのは、これは一体だれがどういふ状況の場合認めるのですか。

○政府委員(松浦功君) ただいま大蔵大臣から御説明がございましたように、予算編成時に、当該編成にかかわる年度における緩和措置を行うか行わないかということは、国、地方の財政をおのの勘案しながら両大臣が折衝をして、必要があると認めた場合には、負担の緩和について必要な措置をとる、こういうふうに理解をいたしております。

○和田静夫君 そうすると、「負担の緩和につき」というのはどんなことですか。

○政府委員(松浦功君) 衆議院の予算委員会でもいろいろ問題になった、地方行政委員会でもいろいろ問題になったことは先生も御承知だと思いますが、具体的にどういふ方法でやるかということについて考へているわけじゃないんですが、「負担の緩和」というのは、たとえばこの法律に書いてございまして、五十年には八百五十億の返済をするにございまして、五十年には八百五十億の返済能力が地方にない。こういう場合には何らかの方策で八百五十億返さないでも済むような方策をとるという意味と理解をいたしております。

○和田静夫君 大蔵大臣よろしいですか、いまの答弁で。

○国務大臣(大平正芳君) そのとおりでございますが、逆に地方の方が楽になる場合が論理的には

ないとは言えない。

○和田静夫君 「負担の緩和」でありますから、これ大蔵大臣、償還の繰り延べというのは含んでいませんよ。

○政府委員(松浦功君) その当時いろいろと大蔵省の幹部の方ともお話をいたしておりますが、当該年度のバランスをとるという意味では償還の延期ということもあり得ると思ひます。償還延期をいたしますとまたあとの年度で問題が起つてくるということ、先生御指摘のとおりでございます。その場合にまた償還の延期ということができるかどうかということになると疑問だと思ひますが、償還の延期もやっぱり当該年度にとつては一つの緩和の措置であらうかというふうに私どもは理解をいたしております。

○和田静夫君 これ、ちよつと自治大臣中座したままでともうやれぬです。

○委員長(原文兵衛君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(原文兵衛君) 速記起して。

○和田静夫君 自治大臣御不在中に、大蔵大臣と自治大臣の覚書問題で、少し細かい話に入っているんですが、それで、どうしても自治大臣からも聞いておかないと安心ができないものですから。両大臣、大変将来に向かって不安だったからこの覚書ができ上がったのでありますので、われわれも非常に不安だから、そのところをちゃんと確認をしておかないと困ると思ひつて、いふんです、「配慮を行う」というやつがあるんですね、あの文言の中に。この「配慮を行う」というのは、これはまあ日本語の文章としては大変変な文章だと思ふんですが、少なくとも、大変有能な新聞記者上りの自治大臣の文章などとはとても考えられない文章だと思ふんですが、恐らく原案では、検討するとか、あるいは考慮するということになつていたのでないかと推測をするんですが、そういうことありませんか。もしなければ、どんな意味なんです、このところは。

○国務大臣(福田一君) 私は、考慮するというよ

り配慮の方が、私の考えではまあ……

○和田静夫君 いやいや、「配慮を行う」です。

○国務大臣(福田一君) いや、行方です。配慮を「配慮を行う」ということは、そういうことが起きたときには両省で相談をして、そうして起債ができないようなことが起きて地方自治体が財政運営に困るということがないように配慮する、措置すると、こういう意味、私はむしろ強い意味に解釈する。

○和田静夫君 処理する。

○国務大臣(福田一君) はい、処理する。

○和田静夫君 そうしますと、これはむしろ大蔵大臣にお聞きした方がいいと思うんですが、結局この「配慮を行う」という意味の中には、いま処理すると、こう明確に自治大臣の答弁があったんですが、交付税率の変更が含まれている、将来にわたって、交付税率の引き上げしかならないように思われますが、その理解をしておいてよろしいですか。

○国務大臣(大平正芳君) この覚書を交わしたことに関連して、私は交付税率の引き上げということとを念頭に置いてはおりません。

○和田静夫君 自治大臣、もしも大蔵大臣が答弁されたような形でもって念頭にないとするれば、どういう形の処理の仕方がございますか。

○政府委員(松浦功君) いろいろあると思うのでございますが、八百五十億、五十三年で償還するわけでございますから、何らかの形で地方に來る金がよけいになれば、それだけ八百五十億実質的に返さなくなる、こういう形もありましようし、ずばり臨時特別交付金というように形で補給をしていただくという方法もありましようし、先ほど申し上げました一部を繰り延べる、こういう方法もあるかと思ひます。各種の方法があると思ひますので、それはそのときのそれぞれの状況によって、ケース・バイ・ケースで大蔵省と相談をして決める、こういうことであらうかと存じております。

○和田静夫君 そうすると、臨時特別交付金と明

記をしなかったということは、その他の措置を含んで、地方団体に對していわゆるプラスになる方向での処理をする。さっきの自治大臣の答弁をこうずつとかみ合わせる、そういうふうな理解しておいていいわけですか。

○国務大臣(福田一君) そのように考えております。

○和田静夫君 ところで、この不交付団体に對する財政措置が余り明らかになっていないんですがね。これは自治大臣、どういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(松浦功君) 今回の法案に関連して不交付団体に對する部分は、いわゆる地方税の減収補てん償。これは交付であろうと不交付であろうと、標準財政収入からの落ち込みについて、所定の税目については地方債を許可する、こういうことにならうかと思ひます。

○和田静夫君 補正予算上では、租税収入が三兆八千七百九十億圓に對して、公債金が三兆四千八百億圓ですね。一応、減収の範囲内で國債を発行している体裁になっているわけですね。しかし、地方交付税の減額一兆一千五百億圓が借入金によって措置されたという形を考えますと、実質的な起債というのは四兆五千億圓を上回る。減収の範囲をはるかに上回っているというふうな考えられるんですがね。これは明らかに大蔵大臣、実質的な赤字國債の発行ということに、この部分はなりませんか。

○政府委員(松浦功君) 地方財政全体として、將來、國庫との関係において、一兆一千億返還すべきだという議論は私もわかりませんが、地方公共団体に對しては、これが借入金であるか、あるいは税率に基づくものであるかは、これは区別はないわけでございます。現ナマで間違ひなく地方団体に届くわけでございます。その意味で、地方団体に對する財政的な効果というものは何ら変わりない、こういうふうなまず第一に御理解をいただきたいと思ひますし、また、將來の返還の一兆一千億については、先ほどの覚書がございしますよう

に、状況によつては負担の緩和ということも考えておりますし、また、私も自治省といたしましては、当然のことながら返還部分については当然財政計画の中できちんと処理をいたすつもりでございますので、各年度、後年度にわたつて地方財政運営に支障を來すことのないようにしていくというつもりでおります。その意味では、自分で返すというよりは、國と大蔵省との間でこの補てん策をどうするかということに將來向かつて決めるべき問題であつて、地方債とは、その問題は別にお考えをいただくべき問題ではなからうかというふうにお考えをいたします。

○和田静夫君 大蔵大臣、國が当初予算に計上した建設事業費の財源を、今回全額國債に景氣浮揚のために振りかえたというふうにお考えれば間違ひになりますか。

○政府委員(原徹君) 今回、公債を増発したもののうち、一兆一千九百億圓はこれはいわゆる財政法四條の國債、いわゆる建設國債と申しておりますものでございまして、二兆二千九百億圓、それは特別公債でございまして、財源の減収を補うための國債でございまして、そういうわけでございしますから、二兆二千九百億圓が財源を補てんするための國債でございします。

○和田静夫君 今回のこの一連の地方財政対策というのは、交付税交付団体の財源措置が主なんですね。で、東京や大阪やらの不交付ですね、不交付団体に對するところの財源措置としては減収対策債にとどまっているわけですね。たとえば東京は、減収対策債のみの措置ではこれは極度の財源難に陥ることはもう明確であります。で、景氣浮揚策としての公共事業の追加にも応じ切れな

い、そういう状況に不交付団体はあると思ひます。東京や大阪のこういうような状況を放置しておいて、景氣浮揚等の効果が十分に上がるとお考えでしようか。

○国務大臣(大平正芳君) それより前に、本來中央も地方も大きな歳入欠陥でございまして、こういう場合は、財政の常道から申しますと歳出を節

減するということではなければならぬはずなんですが、こゝしは、中央では予算ベースで当初予算を忠実に実行しよう、地方では、地方財政計画というものを、計画ベースで計上いたしましたものもプロジェクト、もくろみはそのまま実行するというところでございしますから、私はそれ自体が不況対策だと思ひます、そうやらなきや大変なことではございします。

ところが、それではいけないじゃないかという、それではなかなか景氣の回復の足取りが思ひやうけないということになってまいりました、そこで若干その枠から出たのが、今度の補正予算なんでしょう。したがって、補正に絡んで地方の方にも、財政的ないろんな細工をしていただいたわけでございしますが、それについて全的にそれが動く、機能するだけの財源は用意しようということではございします、全体として、根っこも、今度追加したものも、私は景氣対策として十分機能をしておる。それが十分であるかないかはという評価は別にいたしまして、そういうたてまえになつておると判断しております。

○和田静夫君 國の建設事業には、今回のこの補正予算で全額國債が充當されたわけですが、景氣対策を効果あらしめるためには、地方団体の建設事業にも、減収補てん償としてではなくて、起債の許可の方針をもつと弾力的に運用する、全額起債充當を認めるべきじゃないかという感じがいたしますが、自治大臣はいかがです、これ。

○政府委員(松浦功君) 今回國の方でお決めになされました不況対策、これに伴う公共事業の裏負担については、全額地方債を、交付団体、不交付団体を問わず、許可する、この方針は當然のことと考えております。

○和田静夫君 今回、この地方債の特例法を制定せざるを得ない事情というのは、自治大臣何でしうか。

○政府委員(松浦功君) 減収の額が一兆六百三十億に及びまして、そのうちの多くの部分は法人系統の地方税でございします。いろいろと私どもの

方でこれだけの起債の受けざらがあるかどうか。受けざらというものは私どもの使っている言葉でございしますが、五条に規定をされておる適債事業、そして地方債の当たっていない部分がどれだけあるかということ調べてみたのでございしますが、大部分の都道府県、市町村は何かと受けざらがあるようでございしますが、非常に小さな町村で公共事業、単独事業も少ないところで、たまたま大きな法人があつて、その法人税割りが落ち込むというところについては、全く受けざらがないという事実がわかつてきたわけでございします。そこで、これらの団体についても落ち込んだ額全額を地方債で認めるためには、五条の規定の特例を設けないと当該団体に財源措置が非常に不公平になる、こういうことから特例を考えたわけでございします。

○和田静夫君 何か大蔵大臣時間のようですか、二、三問ちょっと大蔵大臣にお聞きして、あと主税局長、銀行局長、皆さん、お残りになつてもらいますから。

覚書の第二項で、これは第一項より大分意味が明瞭なんです、地方税の減収補てんと第四次不況対策のため発行された地方債のうち政府引き受け以外について、両大臣はその円滑な消化に努めるものとすると書かれておるわけです。それでもなお地方の銀行が引き受けない場合には、大蔵大臣、どういう手をお打ちになりますか。

○国務大臣(大平正芳君) いま地方の公債債にせよ、縁故債にいたしましても、地方としてはその御都合によりましていろいろな債券の発行の計画が出てくると思うのでございします。そこで、私どもはその消化につきまして自治大臣と御協議いたしまして、円滑な消化に努力をするということでございします。しかし、自治大臣も私も、地方の発行する債券全体について消化を保証してまいるという力はないわけでございまして、できるだけその円滑な消化に努めるということをごとお約束をいたしておるわけでございまして、もし万一できなかった場合にどうするんだと聞かれた場合

は、できるだけそういうことのないように努めまされども、全然それがないというようないまここでお和と田さんにお約束するわけには私はいらぬと思ひます。

○和田静夫君 それはやっぱりその辺が非常に不安だつたもんだからお聞きをして、またお二人も不安だつたもんだから覚書を交換をされた、こうなつてゐるんでしよう。それが約束できないというんじや困るんじやないですか。

○政府委員(原徹君) ただいまの覚書、大臣から御答弁がありましたように、今回のケースは非常に異常な事態でございしますから、地方債が円滑に消化がいくやう、自治省だけじゃなくて、大蔵省も一緒にやろう、できるだけの努力をする、そういうことでございまして、各金融機関には、地方債を消化するようにしてほしいという要望を出す予定にしております。また、それで大体は私どもは消化ができないという事態は回避できるのではないかと思つておりますけれども、万一そういう事態が発生いたしました場合には、その個別の問題としてまた考えさせていただきます。このこと、これまた自治省と相談を、あるいはその引き受け側とも十分相談をしたい、そういうふう

に考えておる次第であります。

○和田静夫君 個別の問題として考える、そしてその個別の問題として考えるのは消化不良を起さないやうに考える。確認しておいてよろしいですか、自治大臣。

○国務大臣(福田一君) 消化不良を起さないやうに努めるということでございます。

○和田静夫君 それじゃ大蔵大臣、最後に。予算の年内編成でございますか。

○国務大臣(大平正芳君) 大蔵省といたしましては、八月末に各省庁から概算要求を受けまして、いま鋭意査定をいたしておるわけでございします。歳入につきましては税制調査会と御相談に入つておるわけでございまして、年内編成になりますか、年明けになりますか、それはわかりませんが、いずれにせよ、あらゆる事態に即応し

て準備ができていないという状態は責任を全うするゆえんでないと思ひますので、来年度の予算編成の用意は進めておるわけでございします。しかし、お尋ねの年内編成か年を越しての編成かというの、もっぱら政治的スケジュールに係ることでございますので、もっと偉い人に聞いてもらいたいのです。(笑聲)

○和田静夫君 これはまいったな。——そしたら三木総理にやりますか。やっぱり三木総理を呼ばなきゃだめだ。やっぱり、いまの大蔵大臣の答弁によれば、政治的日程にかかわる問題である、したがって近い将来年内における解散もあり得る、内閣改造もあり得る、そういうことをおれは思つてゐるけれども、おれは言えぬから偉い人に聞けと、こう理解しておいてよろしいですかね。

○国務大臣(大平正芳君) 私は頭が悪くてそんなに込み入つたことは考えていないんです。毎年、年内編成か年を越しての編成かということが問題ではなくて、和田さんも重々御承知のように、国会の明年になりましての再開に予算案の提出が間に合う状態になるかならぬかということが問題だと思つてゐるわけでございします。したがって、大蔵省としては、いまのような非常に経済界が微妙なときでございしますので、予算の編成なんでもたまたしな

いで、それから御審議もできるだけスムーズにやつていただいてということがわれわれの願ひでございます。その中で、年内編成になるか年を越してのことになるか、いずれにせよ、来年に入つて国会が再開されるに当たりまして予算案が即座に御審議いただけるやうな状態に何ともしてももらいたい、またわれわれもそれに即応した準備を急がなければいけません。ところが、いまのところ、年内編成して四日からやろうじやないかとやつてみたり、まあ、編成を終えておとそにしようじやないかとやつてみたり、それは年によりましてやういう政治的スケジュールは決まつてまいるわけですから、解散とか改造とかいうことは、私は、先ほど

の交付税率の引き上げみたいなもので、念頭にな

いわけでございします。

○和田静夫君 そこで局長、さっきの答弁で、いま大蔵大臣急がれるからちよつと順序をあれしました、いま言われたことは、交付団体に対して行つてゐると同様、不交付団体に対して差別はいたしませんという形で理解をしていいわけですかね。

○政府委員(松浦功君) 先生よく御承知のとおりと思いますが、現行制度のもとにおいて違ふべきものが違ふのはこれはいたしかたございしません。それ以外の問題について、今年度の何か財政措置をする場合において、交付団体であるか不交付団体であるかのゆえをもつて差別をするようなことは考えておりません。具体的に申しますならば、交付税、今年度の法案の中で三百九十億普通交付税として再配分することになっております。これを不交付団体に配れとおっしゃられても、これはできない。しかし、たとえば減収補てん債等については、不交付団体であるから一定部分を割り引くというふうなことは毛頭考えていない、こういう趣旨で御理解をいただければ結構だと思ひます。

○委員長(原文兵衛君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、加瀬完君及び赤桐操君が委員を辞任され、その補欠として志吉裕君及び野田哲君が選任されました。

○和田静夫君 減収補てん債は一般財源である地方税の減収を補てんする地方債であるにもかかわらず、原則として地財法五条の建設事業に充たせるといふのは一体なぜなんですか。使途の制約のない一般財源として補てんすべきでないかと考えるのが、よろしいですか。

○政府委員(松浦功君) 御承知のように、財政計画において地財法五条に基づく事業を地方公共団体が行われる場合、そこに地方債の問題が起つてくるわけでございします。したがって、適債事業

でございます部分にそれらの事業を行われるについては、公共事業でございますすれば国庫補助とこゝれまで認めておる地方債、一般単独事業でございますれば単独事業債を認めておる部分、これらを含みますれば部分は税または交付税で充たされなければ運営できないという形に財政上なっているはずでございます。したがって、その部分に地方債債をお認めすれば、それだけの一般財源がはみ出されるということです。追ひ出されるということです。そういう形になるはずでございます。したがって、一般財源と同じ形のものを差上げたことになつたという理解でございます。

それから不足分について、五条の以外の経費に地方債を充てれば、これは目的ございせんか。それから、これも一般財源的に使える。言いかえますな。ならば、一兆六百三十二億はどこへお使いになろうと御自由である、こういう形に形式的には私どもは相なると考えております。

○和田静夫君　その減収補てん債である以上、何といいますが、起債の許可というのは枠配分で行って、そうして充当経費の選択というのは各自自治体に任せておくという形の理解でいいわけですね、いまの御答弁は。

○政府委員(松浦功吉) 基本的な方向としては、これは法律五条に基づきますので、ここではっきりお断りを申し上げておきたいと思いますが、五條に該当いたしましたも非常に細々したものがたくさんあるわけでございます。実際には起償のものが許可方針でお認めしてないというものもあります。そういうものを全部拾ってきてそれに充当して、残りは特別規定によるものということになりますと、きわめて事務が煩瑣になって、実益がない御迷惑を地方公共団体にかけるということになりかねないと思いますので、公共事業の一般財源充当額あるいは大きな単独事業等についてだけそれに充当していただいて、残りは無目的という形で特例法に合致するものというような形でやってほしいという一般論を御指導申し上げて、あとは地方公共団体にどういうふうに充当したかの結果報告

をしていただけの程度の手続で済ませることが一番地方団体のためにベターではないか、こういう気持ちであります。

○和田静夫君 地方財政計画と実際の決算との約二割の乖理、今回のこの減収対策債が標準税収入の確保だけを考えるということは、これはこの二割の乖理を一気に圧縮することを意味すると思うんですがね、現実の地方財政運営で混乱は起こりませんか。

○政府委員(松浦功君) 決算と計画の乖理は四十八年度が一番最近の時点のものとしてあるわけですが、先生御指摘のようにほとんど二割に近いものが開いておるようでございますが、ただ、その中には、理由があつて歳入と歳出のバランスがとれている部分もございますので、この辺

であります。

○和田龍夫君 大臣、答弁の再確認で恐縮ですが、いま財政局長最後に述べられた、個別の団体で問題が起こった場合には個々の相談に応じながら善処していく、こういう形のことを大臣として御確認願っておりますか。

○国務大臣(福田一君) ただいま財政局長が答弁をいたしましたとおり、その場合においていろいろわれわれとして相談に乗れる面があればできるだけしてあげたいと、こういう考え方でございます。

○和田静夫君 特例法を時限立法とする理由ですね。五十一年度以降の財源対策債を必要としな
い、したがって、地方財政は円滑に運営をしてい
く見直しがある、したがって、時限立法であると
いうことですか、大臣。

○政府委員(松浦公君) この法律は本年度限りの特例ということを考えておりまして、将来にわたってこの種の法律を出すか出さないかという問題は、その年度の状況によって判断すべき問題であろうと考えておりますが、いずれにいたしまして、借り入れしました交付税あるいは起した地方債、これらの償還については、地方財政計画の策定を通じて地方公共団体の財政運営が支障のないよう

うに配慮していくというのが地方自治に携わる当
省の役目であるというふうに考えておりますの
で、その辺のところは長い目でごらんをいただき
たい、こういうふうに思います。

○和田静夫君　大麥端の質問なんですが、この地方公務員の十一月の賃金に遅配や欠配が起こるおそれがあるように思われるんですが、この点、財源措置等そんなことは起こり得ない、大丈夫だと、遅欠配起こらないように指導する、こう理解してよろしいですか。

ますが、そこいらも配慮をいたしまして、できるだけ事務的に急いで、できれば年内に再算定の交付をいたしたいというつもりでもおります。なおかつ、それによつても資金繰りが苦しいという団体がございますれば、私どもにお申し出をいただければ、地元で解決のつかない状況であれば、大蔵省、日銀にも実情を私どもから訴えて御協力を申し上げような配慮をするにやぶさかではございません。

○和田静夫君　大蔵大臣の關係でじぎぐいたしたましたが、ちょっと確認しておきたいのは、地方交付税法の六条の三の二項なんです。「引き続き」「著しく」の意味ですね。これは、いままでは大體「引き続き」とは二年間を意味し、「著しく」とは歳入と歳出との差が一割、これは従来からの国会の論議の経過であるというふうに、まあ古い記録を読みながらそう思うんですが、自治大臣そう理解してよろしいですか。

○政府委員(松浦功君)「著しく」というのは、大體通説として一割というのか、相当の額というふうに考えますが、本年度のような事態はまさにこれに該当すると、そのように私思っております、率直に言ひまして。

「引き続き」というのは、昭和二十九年に塚田大臣が答弁されているように、そのまま大臣の言葉を読みますが、二年以上ずっと赤字だと、それからまた見通される三年以降も赤字だという状況と理解される、こういうことでございまして、この点については、先般の衆議院の地行委員会におきまして、細谷委員と現在の鎌田自治次官、当時の財政局長との間にやりとりがございまして、その趣旨が確認されておるところでございします。したがって、私どももそのように解釈をいたしております。

○和田静夫君　したがって、二年以上、一割というのが有極的な解釈となっていると。まあきょうはこだけ確認をしておけばいいわけですが――
いまの答弁そうじゃないの。その三年の方にひっかけるつもりですが。

○政府委員(松浦功君) 二年引き続いて不足が出
る、三年目も不足の見通しだという状況のときを
言うんだということでございますので、一年、二
年目も不足であったも条件は満足しない。三年目
に不足が出るときには制度の改正または交付税率
の引き上げを考慮しろというのが法律の趣旨であ
るといふふうに理解をいたしております。

○和田静夫君 これ局長、二年以上——あなた、
以上の部分を抜かしているんじゃないですか、二
年以上。二年以上と言えは二年を含む、二年目を
含む。

○政府委員(松浦功君) 四十八年五月三十一日の
細谷委員と鎌田財政局長の問い答えでございま
すが、これは細谷委員の発言でございまして、「こ
れは昭和二十九年五月四日の、当時の自治庁長官で
ある塚田さんが答えている。参議院での議事録で
すが、「引き続き」というのは二年以上です。やは
り赤字だ、それから又見通される三年以降も
赤字だ」というときに大体「引き続き」と言っ
ているのです。いま鎌田局長が言われることと大体
同じですね。大体まあ二年続いた、そして三年も
見通される、こういうことです。というふうに細
谷委員が御自分で御確認をなさいました。私も
もこの線で理解しております。

○小山一平君 閣下。いまのことに関連してお尋
ねしたいのですが、私はいまの問題で、「引き続
き」とは一体何年であるとか、「著しく」とは一
体どのぐらいであるとか、こういう議論というの
は、非常に何か事務的といいますか、役人的とい
いますか、そういう議論で意味がないと思うん
です。引き続きと言えは三年だと言えは、三
年赤字が続いたというのを確認しなければ、こ
れは交付税率の引き上げというところは考えな
いんだというふうな取り組には、私は間違ってい
ると思うんです。そうでなしに、いまの状況から
見通していくならば、基準財政需要額は増加する
ことはあっても減る気遣いはないと思います。し
収入額においてはこれは必ず減って、地方財政の
運営が非常に困難が続くということはこれは見通

しができているんじゃないでしょうか。そこで私は、地方交付
税法の第一条に、この目的が明らかに書いてあり
ます。私が読まぬでも明らかですけれども、この
第一条に明らかにその目的を示していることを皆
さんが大切に考えるならば、そんな字句の解釈の
いろいろな議論でなしに、来年度の予算編成ある
いは地方財政計画の策定に当っては、交付税率の
問題も当然考えなければならぬだろうし、ある
いは特例交付金などということも考えなくちゃい
けないだろうし、私は、そういう政治姿勢とい
いますか、自治省が地方団体の——ここに「地方自
治の本旨の実現に資するとともに」と、こう書い
てあるでしょう。そういうことを皆さんが責任を
持って配慮をしていくということになれば、いや、
何年となつていくのはまだ何年にならないから
いんだとか、「著しく」というのがパーセントが
どうかからいんだとかいうのでなしに、当然そ
の問題に手をつけるという姿勢で取り組むべき
ものじゃないか、私はそう思います。いかがです
か。

○政府委員(松浦功君) 仰せの御趣旨はわからな
いでもございせんが、やはり、地方交付税法と
いう現実の実定法があるわけでございまして、こ
れ二項というものの政府の解釈を申し上げたので
ございまして。私ももとしましては、地方公共団体の側に
立ちました場合、先ほど和田先生にも申し上げま
したように、交付税が、借り入れでございまして
現実には現ナマで来るわけで、税率の引き上げによ
る交付税であるか、借り入れによる交付税である
か、これは金に印はないわけでございまして。そう
いう意味で、地方公共団体に当該年度の財政に支
障がこないような措置は自治省にとりて必ずとる、
これは自治省の責任である。ただ、そのやり方に
ついては、交付税率を引き上げれば国がもっと赤
字国債を発行しなければならぬ、国だけがたく
さん赤字をしょい込んでしまつて、地方は赤字が
少なくて済む、借り入れが少なくて済む、こうい
う形がいいかどうかという政府全体の判断の問題

だろうかと思ひます。少なくとも、自治省として
は地方財政計画をいままでのようなやり方できち
んと組んで、そして地方団体が現実の財政にお困
りにならないように何らかの手だてをとるという
つもりでおりますので、交付率の引き上げという
問題は、やはり交付税法の趣旨にのっとり、適
時適切にやはり条文の精神に従つたところで解決
をさせていただきたい、こう思う次第でございま
す。

○小山一平君 もう一つだけお聞きしておきます
が、これは四兆四千何百が見込んだだけであ
る、見込みが狂つて、欠陥が出た。当然これを理
めるといふことで私はやむを得ないと思ひます。
ですけれども、今度は、五十一年度の予算を考え
たときには、今度は見込み違ひでなくて、当てに
たのが外れたのでなくて、初めから明らかにな
っているわけですか。ですから私は、その明らかにな
っている部分については、やっぱり初めから借り
入れたとか何とかというふうなことでなしに、
交付税の精神を生かすような取り組み、こういう
ものがいまから必要ではないか、こう思ひますが、
どうですか。

○政府委員(松浦功君) 交付税の精神とおつしや
られますが、交付税法の中に規定があるわけで
ございまして、私ももとしましては交付税法の中
の規定に従つて処置をしていく。だから現実の問題
として、なるほど見込みが最初から足りないじや
ないかというところであれば、借りるという方法もあ
りますし、いろいろな方法があると思ひます。
それらをどうするかについては予算編成の段階で
十分大蔵省と協議をしてまいりたい、こう考へて
おります。

○和田静夫君 この問題、どつちみち議論を長く
しなればなりませんから、これで時間をとると
きやう困るんですが、この立法の精神はどこに
ありましたか。

○政府委員(松浦功君) 基本的には三つ問題があ
るかと思うのでございまして、財政計画上の歳入
の落ち込みというものを補てんする方策として交

付税の借り入れ措置をとつたこと、税収入の落
ち込みに対する減収補てん債という考へ方を出し
たこと。それに関連をいたしまして、二つ目の減
収補てん債に関連をして、受け止める問題に絡ん
で特例法の二条というものを設けたこと、それが
二点。第三点目としては、当初、財政計画に盛り
込まれておらない新規財政需要というものを見込
んでいく、これが第三点。

○和田静夫君 いや、さっきの六条の、いわゆる
「著しく」、「引き続き」というのの立法の精神
はどこにありましたかという質問をしたわけで
す。

○政府委員(松浦功君) 交付税率というものは
国、地方を通ずる財源の配分でございまして、一
年間の短期間の間における臨時的な異動という
ものでは変えるべきでない、だから、ある程度継続
的に制度が不合理になつたということを見通して
交付税率の引き上げまたは制度の改正を行へ、と
こういう趣旨だと私は理解をいたしております。
○和田静夫君 いまの答弁をもとにしながら、別
の機会に少し掘り下げた議論をいたしたいと思ひ
ます。

そこで、予算の年内編成ができるかどうかとい
うことをさっきお聞きをして、大蔵大臣、あとい
う答弁をされたのはお聞きのとおりなんですが、
概算要求が終わつて、いまは一体どういふことを
やつていらっしゃるのですか。

○政府委員(田中敬君) 来年度の経済見通し作業と
いうものを企画庁と順次詰める作業を行ひます。一
方、その経済フレームに合致する予算機構はいか
にあるべきかという点の一つの問題点として検討
中でございまして。

それと同時に、各省からいいただきました概算要
求の説明を、おおむね事務的、技術的でございま
すが、主計官単位でヒヤリングを終わりました。
現在その計数査定作業を進めておるといふ段階
でございまして。

○和田静夫君 そうすると、特に歳入面、国税三
税、地方税の予測というものはもう立っているでし

て、財政局長、従前のとおり国が補てんをする。で、減収補てん債の配分に当たって人件費の削減などというものが条件にはならない、これはそう考えておいていいわけでしょう。

○政府委員(松浦功君) 昨日の衆議院の地方行政委員会に附帯決議をいただきました中にもそういう趣旨があったように記憶いたしておりますが、減収補てん債の配分に当たって、交付団体、不交付団体の別、あるいは給与運営の適否の別、給与水準の高下の別、そういったものを原因にして差別をするなどということは毛頭考えておりません。

○和田静夫君 ちよつと済みません。文部大臣の時間の約束があるものですから、文部大臣にちよつと飛びますが、すでに予算委員会でも問題にしたことではあるんです、わが党としては。文部省の管理局長が、従来超過負担があったのは事実だ、で、実態調査をやった結果、四十九年補正、五十年当初予算で解消措置をとったので現在は超過負担はないと考えている、こう答えられたものですから、その後わが党の小野委員の方から大臣に対して質問をして、大臣からの釈明がなされたといひますか、御答弁があったわけですね。

で、確認をしておきたいのは、実態調査に基づくものは埋め合せたということであるということ。しかし、私たちに実態調査は明らかにされていないわけですね。それどころか、ごく一部、さきの国会で大蔵省からもらったいろいろな資料を検討してみますと、全く私たちが問題にしている超過負担の実態とはかけ離れているわけですね。そのことを指摘をしなければなりません、文部省はこの国会の議論を御承知の上でなおかつあのように答えられたのか。それとも、数量差であるとか対象差であるとかいうような、超過負担の持つ単価差以外の部分等についてはお知りにならずにああいう答えをされたのか。いずれにしても、地方団体側の主張が入られない形の超過負担解消の措置では、結局問題は残らざるを得ないんですよ。この辺、大臣の御見解を承りたいわけですね。

○政府委員(清水成之君) 大臣がお答えいたします前に、事務当局からまずもってお答えいたしたいと思ひます。

せんだつて野口先生の御質問に對しまして、実はちよつとごときのごときで数字等も持っておりませんで、説明不十分の点を深くまずもっておわびしたいと思ひます。

ただいま御指摘になりました点でございますが、私がお答えいたしましたのは、いま御指摘のとおり、単価差とか数量差あるいは対象差ということが従来から問題になっておるわけでございまして、私どもの方としまして、この対象差、数量差につきまして超過負担という考え方はなしに、単価差だけの観点からお答えをしたつもりでございます。

なお、いま御指摘がございましたように、単価差の点で四十九年度の実態調査に基づく超過負担率がございました。それでその超過負担率と、それからそれ以後の四十九年度中におきます物価上騰分を含めまして二・一・六%の補正を組まさせていただきますわけでございます。これが四十九年度でございます。五十年におきまして、なおそれらを踏まえて、物価上騰分として八・四%の単価アップをさせていただきますわけでございます。四十九年度の当初単価に比しまして三・一・九%と、こういう単価の上昇をさせていただきます。そこで、ただいま五十年の執行中でございますが、先般大臣が予算委員会でお答えしましたように、地域差等を四十九年度よりは一段階細かく設けまして、できるだけ実態に合わせたいということ、なおまた、今後の単価調整の点を考えまして、五十年で超過負担がないものと考えておりますと、こういうお答えをした次第でございます。

事務当局からおわびと補正をさせていただきますと存じます。

○國務大臣(永井道雄君) ただいま管理局長が申し上げたとおりでございますが、管理局長が野口委員に一番初めにお答えしたときに、超過負担はないものと考えているという言葉を使ひまして、

考えるというのは、何か頭の中で超過負担がなくなっていると思つていらっしゃるんじゃないかというような御印象を与えたかもしれないと思ひまして、私はその後、言い足りないところを申し上げるということ、小野先生に申し上げた。ただ、管理局長が考えておりましたことと私が考えておりましたことは同様でございますが、両方とも別に観念の中だけで考えていたわけではなくて、いま申し上げましたように、単価差につきましての三つの観点ですね。要するに、四十九年度につきましては実態調査に基づいて補正予算でふやした。そして五十年度につきましては、その調査に基づきながら、しかも物価上昇分を繰り込みまして三・一・九%の、要するに超過負担分を繰り込み算出したしました。しかし、第三番目には、そうしましたも全国的に地域差がございまして、予算の執行に当たりましてその地域差を十分考慮しながら執行してまいりますから、そういう方法で超過負担というものを解消できると、こういうことを申し上げたわけでございます。

○和田静夫君 したがって、あくまでも現実的には超過負担部分というものは残つていて、その地域差はあるにしても、今後どつちみち大蔵、文部なり、関係各省とも実態調査なり協議の上に積み重ねられるものでしょうけれども、それらの解消のための努力はさらに続けられる、こういうふううに大臣答弁をとつておいてよろしいわけですね。

○國務大臣(永井道雄君) 単価差につきまして、ただいま先生が御指摘になりましたように、今後とも解消するように努力していくということでございます。

○和田静夫君 これはあともう時間もあれですから、他の大臣と違つた大臣ですからね、文部大臣は。したがって、やつぱりそういう角度から、実態的には対象差の問題とかあるいは数量差の問題であるとかというのは明確に残つていく問題です。どうぞこれは大蔵省の圧力に屈せられることのないように、大蔵大臣もう時間であつたらしく

に立たれてしまつたんですが、その辺のことは頭に置かれながら今後処理していただきたいということ、私はききようは意見だけ述べておきたいと思ひます。

行政監理委員会がことし四月に提言として、今後における行政改革の課題と方針」を出されました。補助金等の整理の指摘についてですね。これを受けて行政管理局はどのような検討を行つていらっしゃるでしょうか。

○説明員(吉村友佑君) ただいまお話のありました行政監理委員会委員の意見でございますが、行政管理局といたしましては、実は意見が出される前から、財政硬直化ということで補助金について調査する必要があるんじゃないかということで、実は事務段階で検討はしておつたわけでございまして、したがひまして、行政監理委員会委員の方からそういった意見も出されましたので、行政管理局といたしましては、その趣旨に沿ひまして本年の四月から、補助金について行政監察を実施するというところにいたしました調査を実施したわけでございます。

○和田静夫君 もうきようは時間ありませんからあれですが、行政管理局のこの実態調査ですね、その調査結果、調査対象補助金名及びその五十年の評価金額、それから補助率、これを資料として提出してもらいたいと思ひます。よろしいですか。

○説明員(吉村友佑君) 補助金の調査結果につきましては、現在検討中でございまして、まだその最終の処理方針も政府内部としては決定しておりません。したがひまして、現在すぐ資料として提出いたしますと私の段階でお答えするということとはちよつと差し控えさせていただきますと思ひます。

○和田静夫君 いや、それから責任持つて答えることができる人を入れてくれと、こう言つてあつたんだから、あなたは責任持つて答えることができる人としてききようこへ登場しているんで、したがつて、いつごろできますか、いまの結果は。

○説明員(吉村友佑君) ただいまの御質問でございますが、現在、いつできるというお答えをすることはちょっとできないかと思ひます。

○和田静夫君 というのはどういうことですか。作業はやっていないということですか。延々とかかるということですか。

○説明員(吉村友佑君) 補助金につきましては、個々の補助金についても調査いたしておりますので、個々の補助金等の結果の内容を個々に公表するということについては、いろいろ諸般の影響もございまして、したがって、政府部内として、行政改革本部でも補助金の整理については本部決定をいたしているわけでございまして、そういう政府部内で関係機関との協議等もいたさないと公表というようなことも決定できないということでございます。

○和田静夫君 ちょっと、それじゃもうあなたに對する質問やめますから、私まだ二時間ぐらい残っておりますから、その間に協議して、そしてここへもう一遍持つてきて答弁ください、いまのやつ。協議してきてください。そんなことにはならない、責任持つて答弁ができる人を入れてくれと言つてあつた、責任を持つて答弁ができる人を入れた、こうなっているわけですから。行政管理局長官とちよつと協議してきてください。

そこで、大蔵省は来年度の補助金整理についてどうお考えですか。

○政府委員(田中敬君) 補助金の問題につきましては、先ほど財政制度審議会におきまして、將來の財政運営のあり方、財政資金の一層の効率的使用の観点から、これの見直しを行うべきであるという報告がなされております。それに基づきまして、私どももいたしまして、明年度編成に当たりましては新規の補助金というものはこれを厳しく抑制してまいりたい。特に、最近のような地方の財政事情でもございまして、国の一方的都合によつて補助金を交付して事務を押しつけるというようなことは厳に慎みたいと存じますし、また、既存の補助金につきましても、すでに補助金

の目的を達したものの、あるいは非常に零細で余り補助金の効果のないもの、あるいは補助金を創設した当時と現在の経済情勢の変化に伴ひましてその補助金の意義というものが失われたと思われるようなものにつきまして、ただいま予算編成作業とあわしめてこれを洗い直し中でございますので、補助金の整理合理化につきましては、従来にない厳しい線で明年度は取り組みたいと、かように考へております。

○和田静夫君 そこで、整理によつて浮いたという表現がよいのかどうか、浮いた財源は当然地方に還元をすべきだと考へているんですか、これは自治大臣、そうじゃないですか。

○政府委員(松浦功君) 一般論としてはそういうお説も成り立つとかと思ひますが、その仕事をやめるといふことになればそれを回す理由はないわけでございます。むしろ私どもは、仕事が減らされて、それだけ金がかからなくなつて補助金の分だけ整理できたというのであれば、せめて思い切つて超過負担の解消に回してもらつたらどうだろうか、こういう提案も実は大蔵省に申し上げているところでございます。

○和田静夫君 そうすると、逆の意味では、自治省のいまの提案は大蔵省よくわかりになつておりますね。

○政府委員(田中敬君) お気持ちばかりですが、補助金の整理ということで浮きました財源というものは、より行政的にも財政資金的にも効率的な方向で使用すべきであると考えますので、これの使途が地方財政政策にまいりますか、あるいは別途の対策にまいりますか、それは予算編成上の政策判断であらうと思ひます。

○和田静夫君 私は、自治省の答弁もあり、大蔵省の答弁もありましたが、先ほど述べたように、やはり地方に還元すべきである、そういうことを強い意見として申し述べておきます。きょうは、この部分はそれだけにしておきます。建設大臣お入りになりましたので、もう時間の約束がありますから、ちよつとこれから後、地方

債の問題に入りますが、それを除きまして、まず自治省にお尋ねをいたしますが、日本リースという会社が滋賀県土地開発公社を訴えていますね。で、裁判になつております。これはどういう事情ですか。

○説明員(田中敬君) いまお尋ねの訴訟の対象になつておりますものは、大津市の瀬田にございまして土地につきまして、昭和四十九年の五月に日本リース株式会社と滋賀県土地開発公社との間に締結されました不動産売買契約及び同じく十月に締結されました上記契約に基づく売買代金の支払い方法に關する不動産売買変更契約であると承知いたしております。

また、訴訟に至りますまでの経緯につきましては、五十年の二月、ことしの二月に滋賀県土地開発公社の実態を調査し、その健全な運営を図るために設置されました滋賀県土地開発公社対策委員会、これは知事が設置したものでございまして、滋賀県土地開発公社対策委員会におきまして、特にびわこニュータウン問題等について検討されました結果、同委員会からは五十年五月三十日に答申がなされました。その中で、びわこニュータウン計画に伴ひます土地の売買契約、及び交換契約について、一部用地を除いて合意により解除するか、あるいは適正価格に基づく契約の全面的な改訂を実現するように措置すべきであるということことが答申されたわけでございまして。

こういう答申が行われますまでの過程で、支払の期日が到来いたしました先ほど申しました契約に基づきます売買代金の内金四億円の支払いを滋賀県土地開発公社が延期いたしましたのであります。が、延期いたしましたところ、ことしの五月十四日に、日本リース株式会社から支払い命令の申し立てがなされました。五月の十九日の大津簡易裁判所の支払い命令に対しまして、滋賀県土地開発公社が異議の申し立てをいたしました。で、現在、訴訟に移行いたしましたして係属中であると承知いたしております。

○和田静夫君 建設大臣、この辺の事実關係御存じでしょうか。

○國務大臣(飯谷忠男君) いま自治省から御報告したような経緯があるようでありますが、ちよつと見えておりましたがちよつと席を外しておりますから、計画局長が来ますから、詳細御報告申し上げるようによつていただきます。

○和田静夫君 日本リースが代金不払いで公社を訴えている瀬田西という土地がある。この登記簿の原本によると、この土地の所有権は日本信和になつてゐる。それにもかかわらず日本リースという会社が代金不払いで公社を訴えている。この間の事情というのは法務省どういふことなんですか。

○説明員(吉野衛君) 実は対象になつてゐる土地が非常に広範囲にわたりますし、急なことでございまして、該当の土地の地番がわかりません。したがって、調査できないでおりますが、私ここに来る前にちよつと調べました土地の登記簿の關係だけ申し上げさせていただきますと思ひます。

所在は大津市瀬田南大蔵町字石橋、地番は千七百五十二番、保安林の土地でございまして、地籍は二千七百九十六平方メートルでございます。

所有権の移転關係を申し上げますと、一私人の松田齊一という者が昭和四十五年七月二十三日、三十九年二月二日の相続を原因といたしまして移転登記を行つております。それからその松田齊一から、昭和四十五年七月十五日売買で京都リース株式会社へ譲渡してありますが、登記はその月の二十三日に行つております。さらにその京都リースから同じ年の八月二十九日に京都労働者住宅生活協同組合に売買してございまして、その年の十月十六日に移転登記を行つております。それからさらにこの協同組合から大和不動産株式会社へ、四十八年三月二十七日付の売買で同じ年の四月九日で移転登記を行つております。それからさらに、この大和不動産株式会社から滋賀県土地開発公社に、四十八年の六月十三日付の交換で同じ月の十六日に所有権移転登記を行つております。た

だいまのところではその関係だけしか調査しておりませんで、先生お尋ねの土地につきましては、まだ登記簿謄本を入手しておりませんのでお答えできない段階でございます。

○和田静夫君 この土地は、先ほども答弁がありましたが、私はいわゆる滋賀県の地方財政の非常に困窮した状態との関係で取り上げているのでありまして、昭和四十七年一月に、京都レースが西武鉄道から買った。そうしてその京都レースは、同じ年の三月に、戸田建設と、そうして一部を伊吹建設に売った。そうしてそれが同年九月に日本信託銀行に売った。この日本信託銀行は、日本信託銀行の子会社です。そうしてそれがこの土地を買ったに当たって上田茂男氏が、一年以内に開発ができない場合は買い戻しをするという条件書を入れているということなんです。しかるに、一年たっても保安林の解除等開発が進まない。そこで四十九年三月三十日付でこの伊吹建設に坪三万七千六百円で買ってもらった。そうして日本レースの手に渡って、日本レースが四十九年の五月二十三日付で公社に今度は坪六万九千九百円で売り渡したという経緯になっているわけですが、売ったという経緯になっているわけなんです。

そこで、四十九年三月三十日にこの伊吹建設がこの土地を日本信託銀行から買い戻した。その直前の二月に公社は日本信託銀行にこの土地を売ってくれと言っている。しかるに日本信託銀行は、公社に直接この土地を売るのではなく、幾つかの、俗に言う、この間から問題になっている上田グループという中の土地転がしか何かはよくわかりませんが、そういうような形のものでも経出したように思われる形を経ながら、その結果、三月三十日から五月二十三日という二月もたたないうちに、坪三万七千六百円のもの、坪六万九千九百円につり上げて滋賀県民に多大の損害を与えるという結果になっている。

私がいま問題にするのは、実は大蔵省の銀行局長に問いたいのですが、この日本信託銀行という会社

が、日本信託銀行という会社と信託銀行の子会社だということなんです。そのことによって信用があるということでしょう。そうすると、そのことは日本信託銀行からがこれははっきり認めていまして、それどころじゃない、逆に考えてみると、日本信託銀行という権威あるところの銀行が、こういう形の、県民に大きな、多大の損害を与えるための土地転がしに一枚かんだということならぬだろうか。大蔵省は、この裁判にた

さなっている土地転がし、この滋賀県民に多大の損害を与え、滋賀県財政にもゆゆしい一つの危機的な原因を与えた、こういう問題が何ゆえにスムーズに行われたのか。それは私はこの日本レースと滋賀県土地開発公社との売買契約書、この写しは私持っているんですが、この売買契約書が物を言ったと思うんですが、こういうことは、この立会人に、れっきとした銀行である日本信託銀行株式会社が京都支店不動産部長森茂生さんという立会人がちゃんと判を押しているわけなんです。こういう状態でありまして、公共性を暗示する銀行が立会人になれば、その土地売買価格に客観性が出てくるのは当然じゃないでしょうか。四十九年三月三十日に坪三万七千六百円で買った土地を、五月の二十三日に六万九千九百円で公社に売った。売ったというところが語弊があれば、とにかく公社に売った。この暴利を日本信託銀行が保証したということにこれはなりません。事実関係として大蔵省どうですか、これは。

○政府委員(戸田嘉徳君) ただいまの御質問でございますが、私もきわめて詳細にこの内容をよく存じておりませんが、われわれが存じ上げてお

りますところでは、いま先生のおっしゃいました立ち会いといいますが、恐らく仲介ではなかったかというふうに考えております。したがって、信託銀行というものは土地売買の媒介、仲介は、これは信託業法並びに宅地建物取引業法でできることになっております。さようなことで、その業務としてこの仲介をいたしたのであるう、かように思っております。したがって、それ

は別に保証という法的な意味は何らないと、かように考えております。

○和田静夫君 銀行局長お見えですか。

○政府委員(戸田嘉徳君) はい。銀行局長のかわりに参っております。

○和田静夫君 銀行局長を呼んでいるのに、あなた、かわりで間に合うの。

○政府委員(戸田嘉徳君) 全権を委任されております。政府委員でございます。

○和田静夫君 いや、大蔵大臣をお呼びするに当たって、三局長が残っておいてもいいという約束になっておるのですよ。そんな勝手にかえり、私は一つも知らないよ、あなた。大蔵大臣を四十分間でお呼びするという前提に立って、ちゃんと局長をといて約束になっているじゃないですか。

そして、あなたがいま言っているような形のことが通用すると思いませんか。日本信託銀行というものが、明確に立会人として契約書、不動産売買・交換契約書に署名捺印をしているがゆえに、この価格について客観性なり、あるいは安定性なりというものを信じただけです。ところが、全貌をいま私が申し上げたようなことからくりがちゃんとあった。あなたの述べられていることは一向に答弁にならないでしょう。とにかく銀行局長とかわってください。

○政府委員(戸田嘉徳君) いえ、私ひとつ知って

いる限りの答弁をさせていただきます。信託銀行でもその他でもよいわけでございますが、その土地の仲介をいたしますということは、これは売り手と買い手の中間に立ちまして、そしてそれぞれの意思を次第に合致させまして、かような売り物がございまして、かような買い手がございまして、値段は、売り手はかような値段を希望しております、買い手の方はかような値段を希望されております、したがって、これはこういうところじゃないと無理だと思えます、こういうようなさや寄せといいますが、いろいろ両方の御意見を

寄せてきて成立させる、これが先生御承知の仲介でございますが、その場合には、もう何といいますが、最後の意思決定は一〇〇%当事者、売り手と買い手でございまして。したがって、そこにおいて売買契約が成立するわけでございます。まあ立ち会というものを仮にいたしましても、保証というふうにはこれは解せないのではないかと。

○和田静夫君 何に解せない。

○政府委員(戸田嘉徳君) 保証でございますね。

そういうふうな考えです。○和田静夫君 通常の土地売買の場合に、高い安いはあったにしろ、不動産鑑定士による評価なり地価公示価格なりを参考にしておのずから常識の範囲というものがあられるわけでしょう。公共性を帯びる銀行の不動産部に立会人を依頼する裏には、銀行だからこそ、いま言われたように銀行だからこそ、その常識の範囲を守ってくれるという信頼感が前提に立っているでしょう。銀行に立会人を依頼するということは、そういう信頼感がある意味では逆手に使って、不当な価格、私が不当な価格と言っているのは裁判にたっているから、これは非常識だから払わない、そういう意味で裁判にたっているわけですから、非常識な価格をつり上げた日本信託銀行の態度というのは、こんなものが常識的に許せませんか。あなたは持ち寄って云々なんて言われましたけれども、日本信託銀行というふうなものがあるがゆえに巧みにずつと値段が上がつてきているんですよ。これはさつきからも説明したとおりで、時間もありませんからな多量のことを言いませんがね。この売買契約書によれば、立会人は日本信託銀行不動産部の部長森茂生さんとなっているわけなんです。そうすると、この森茂生さんはこの土地のどのような不動産鑑定を行って、そしてその売買価格、坪六万九千九百円をはき出されたのか。それはいまあなた、調査をされた上での御答弁でしょうね。

○政府委員(戸田嘉徳君) ただいま申しました、その金額の算定根拠までは確かめておりませ

んが、しかしこれは、売買といえますものは一応そういう公示価格とかそういうものはございませう。そういうことはもちろん当事者には申し上げ、あるいはお知らせいたしておると思ひますが、しかし、当事者の方でそれを、その価格ではだめだ、いや、その価格を超えても差し支えないということで、取引というのは次第にでき上がるわけでございます。それもこの当事者はつばな滋賀県土地開発公社、これは地方公共団体がおつくりになったりつばな公社でございます。それにその理事者というの、それそれりつばな良識のある方がなつておられるわけでございます。そういう方々と売り手とがこうやっていろいろお話をしてみますと、それはその評価が、たとえばいわれる税法上の、税務上のよくあります相続の基準になるような評価であるとか、そういうものとはちよつと事と違ひまして、やっぱり売り買ひのその当事者の意思というの、これは何といつても優先せざるを得ないじゃないかと思うのです。これは、銀行というの、もちろん公共性を帯びておる、これは当然でございますけれども、しかしその仕事としまして、その仲介という仕事は私はそういうものじゃないか、かように考えております。

○和田静夫君 私はこの森茂生さんなる人が、単なる立会人であるか、だれの代理人であるかということはわかつて物を言っているのです。そんなことをいま私はここで、委員会が違ひますから、述べようとは思ひません。

あなたがそういう回答をされましたから警察庁にお聞きしますが、それじゃ、滋賀県開発公社の副理事長長井上良平氏が日本クリスタールという会社から贈賄容疑で逮捕された、こういうことになりましたね。これは事件はどういうことですか。○政府委員(土金賢三君) 現在、警察が逮捕して取り調べ中の事件でございますが、滋賀県警察において、滋賀県土地開発公社の同僚甲賀郡水口町大字水口の山林約四万五千平方メートルの用地買収に絡みまして、同社に買い上げを依頼した不動産業者から数百万円の賄賂が供与なされてる事実を把握しましたので、十月三十一日、収賄者として元滋賀県土地開発公社副理事長長井上良平を、また贈賄者として日本クリスタール株式会社社長中野文敏を逮捕して現在取り調べ中でございます。

○和田静夫君 公社の幹部の背任容疑というのはあるんですか。

○政府委員(土金賢三君) それは、このたゞいま申し上げました二人の被疑者、井上良平を含めた逮捕事件を逮捕する前に背任事件というのがありまして、それがその前提になつております。

○和田静夫君 じゃ大蔵省、お聞きのとおり、りつばなとかく地方公社の幹部である人がいまそういう状態なんです。そういう状態にある人たちの間で、対照民の中に日本信託銀行というものが介在をするということ、いわゆる客観性といひますか、そういうものを持たせながらこの作業が進んだ、こういう形のことについては、やっぱり銀行側というのは謙虚に反省をすべきことではない。それまで否定になりますか。

○政府委員(戸田嘉徳君) 司直の手が入つておりますようなので、いすれ事案がはっきりいたしてくると思ひますが、一般的に申しまして、疑惑を世間に持たれるようなそういう行為は、これは銀行としては極力慎み、自戒し、さようなことのないようにいたすべきであらう、かように思ひます。

○和田静夫君 日本信和という会社は、日本信託銀行との関係はどんな関係です。

○政府委員(戸田嘉徳君) この会社は、建物、宅地取引を業といたし、あるいは生損保の代理業をいたしておりますが、もとは日本信託のいわゆる関係会社でございます。ただいまは、先生御承知の金融機関の関連会社の整理等の通達を出しまして、あの基準で整理を終わっております。

○和田静夫君 そうですね。そうだから、明確に過去においては八〇〇の株を日本信託銀行が持ち、役員も日本信託銀行からみんな出ていた、こういう形なんですよ。そういう意味で、この銀行の社会的な責任は問われなければならない。それは否定はされないわけでしょう、今度の事件に關してです。

○政府委員(戸田嘉徳君) ただいま申しましたように、まだ司直の手で解明されております。その点がはっきりしますと、いま先生のおっしゃいました点が非常に明快になると思ひます。一般的に申しまして、世間の疑惑を招くようなことは金融機関としてぜひ慎んでもらいたい、かように思つております。

○和田静夫君 日本信託銀行京都支店の不動産部長森茂生氏に背任、共犯の嫌疑がかつていたということが仄聞されているのですが、そういうことはあるんですか。

○政府委員(土金賢三君) まだ捜査中でございますので、その点については申し上げられません。

○和田静夫君 建設大臣、いま係争中のこの土地を、実は住宅公団が買い取るという話があるんだそうですが、おわかりになつておりますか。

○政府委員(大塚洋一郎君) 住宅公団が買い取るというふうに決めている段階ではございません。

○和田静夫君 住宅公団の関西支社の平田用地部長が中心になりながらそういうような一応、それじゃ、まだ決めてはいないけれども、一応、下見であるとかあるいは折衝を始めているとか、何か検討を始めているとか、そういう状態になつていゝわけですか。

○政府委員(大塚洋一郎君) 滋賀県のこの公社の対策委員会でも指摘されておりますように、住宅公団がかつてお手伝いしたいという申し出があつたというふうないきさつもありまして、それからまた、いま御指摘のような非常に困つてゐる事情にありますので、住宅公団におきましてもそういう相談に乗つてゐる、事実上の相談に乗つてゐるという段階でございます。で、県におきましてはいまその設計の見直し等をやつておりますから、そういう相談はやつてゐると思ひます。

○和田静夫君 建設省、滋賀県に土曜会——正式

名称はデベロッパー技術研究会というんですが、土曜会という大手建設業者の会合が過去にあって——いまの知事のもとではありませんよ、前知事のもとで過去にあったということは御存じですか。

○政府委員(大塚洋一郎君) 私は土曜会の存在を存じ上げておりません。

○和田静夫君 建設省にお渡ししたと思うんですが、「市民」という雑誌の十月号の百四ページにありますが、そういうグループが存在すると。そこで、独禁法の違反の疑いがどうもこのグループはあると思うんですよ。いかがですか。

○政府委員(吉野秀雄君) お答えいたします。もし現に土曜会が存在したとして、その土曜会のグループが相談をして、入札に当たつて落札予定者を決めたり、あるいは入札金額を決めたり、あるいは土曜会以外の者に対して落札を認めない、そういう行爲をもししておるとすれば、これは独禁法に抵触する疑いがきわめて濃いものと思ひます。

○和田静夫君 この土曜会は、いま改組して栄会というふうになつてゐるようであります。実は現在の武村知事は、この土曜会のグループを入札から外して、そして土曜会以外の大手業者と地元業者とのジョイントで仕事をさせるといふことに——まあ係争中のことでもありますが、非常に心配をしたこともあるんですよ、そういうことをやつた。ところが、旧土曜会、現栄会は、これに参加した業者に圧力をかけているという訴えがあります。建設省、事実御存じでしょうか。

○政府委員(大塚洋一郎君) その事実は存じておりません。

○和田静夫君 これはぜひ建設大臣、一週事実関係というのを調査をしていただけませんか。地方自治体の今日的な財政問題とある意味では深くかわる事態があらちにある。あると切つてしまえば語弊がありますけれども、そういう意味で私は、これを調査してもらつて少し事実関係を明らかにすべきだと思ひますが、調査をされる

御用意はあります。

○国務大臣(飯谷忠男君) ちよつと経緯を話しますと、過去にいろいろないきさつがあつて、土地を転がしちや高いものを売りつけた。あるいは買ったかもしれませんが、経緯のあつたことも、私ども一応承知をいたしております。ただ、それかといつて、県自体も、県財政上も大変重要な問題でありますから、この前、知事と県会が超党派で全部来られたのですよ、私のところへ。全部おそろいで各党が来られまして、そして、このままにはほつておけないから、県の財政計画の問題もあるし、どうしてもこの問題を処置しなければならぬから、ぜひ建設省の方でもひとつ力をかけてくださいと、こういう率直なお話があつたのです。私は率直に申し上げました。過去においていろいろな経緯があると思うけれども、そんなことはわれわれの関知しないことです、そういうものがあれば、びしりとあなた方は整理をしてください、たまたま公社の方で対策委員会ができて、それが十分に調査をされて答申も出ておるらしい、その答申もきかれて厳しいものと聞いております、その答申の線に沿つて、知事を中心にしてぜひひとつ各党が本場に一致して、この際は思い切つたひとつ再建計画を立ててみてください、もしそういうふうなことに計画が立つたならば私も全力を挙げてお手伝いをいたしますよと、こういう御返事をいたしました。新しい計画ができたから私の方へも御通知をください、その計画に基づいてわれわれも直ちに検討に入りますからと、こういう御返事をしておりますが、いまだにその計画は立たぬようでありまして、聞きますと、近いうちに、今月末にはそういう計画が立つて、私の方へも御報告があるように承知をいたしております。

経緯はそういうことになっておるわけでありまして、その間に、いまおっしゃつたような、たとえば前にいふような問題のあつた業者をのけて、そして問題のない業者とジョイントでやるということとは、これは知事としては当然なことなのであつて、それに何も文句をよそから言う性質のものではないと思つて、また、そんなものに圧力かけられて、それでひよろひよろするような業界であつてはならぬと思つて、知事は、そういうときは毅然たる態度で私は臨むべきだと。実権は知事が持つておるのですからね、そういうふうな考へております。だから、そういうことがあつて今後の再建に支障を来すということになれば、十分調査いたしましてこれは指導せざるやならぬと思つております。

○和田静夫君 本当にあやふやな答弁でなくて結構でした。ありがとうございました。土地開発公社をめぐり一般論は、私は通常国会の際にでもやりたいと思つてゐるのです、地方財政の面から考へて大変大きな問題をたくさん包蔵してありますから、

一点だけ建設省にお尋ねをしておきますが、いま国の直轄事業のために土地開発公社、公団が抱えてゐる土地は金額にしてどれぐらいありますか。

○政府委員(大塩洋一郎君) ただいま、後で補足いたしますが、直轄事業それから補助事業、合計いたしまして約七千億を先行取得として各自自治体が持つてゐるわけでありまして、直轄で約二千五百九十億、補助事業で四千五百五十三億、合わせて七千四百四十三億、面積にしまして合せて五千八百ヘクタール。これが建設省の所管事業における四十九年度末の先行取得の保有額とそれから面積でございます。

公社が所有しております面積につきましては、ちよつと後で調べてみます。

○和田静夫君 それじゃ、各公社別で、建設省の管轄の公有地の先行取得の取得額、面積、これを直轄、補助事業で目的別にでも出していただけたら、資料として。

○政府委員(大塩洋一郎君) 公社の取得しましたものの中身は、いわゆる公有地法に基づくものもござります。だから、直轄事業が補助事業かという区別、内容はわからないと思ひますけれども、面積は明らかにあります。

も、面積は明らかにあります。

○和田静夫君 それは後でいただけますね。

○政府委員(大塩洋一郎君) 提出いたします。

○和田静夫君 それじゃここで最後にしますが、言つてみればいま言われた七千四百四十三億という、この直轄、補助事業を含んで五千八百ヘクタールのこの利子負担その他が、実は現下の県財政にとつて、あるいはもつと言へば地方財政にとつて大変な負担になつてきてゐるわけですよ。で、国による再取得という方向が、先般の委員会では自治大臣からも述べられてゐるんですが、建設大臣にもそのおつもりはございますか。

○国務大臣(飯谷忠男君) この問題についてはすでに自治大臣とも私もいろいろ打ち合わせをいたしております。七千億ぐらいの先行投資をしております。まず第一点はできるだけ早期に再取得をする。しかしこれはやっぱり公共事業が種が決められておりますから、なかなか一挙にはいけません。だから、これからの新しい取得はもろろん抑制をしていきます。ただ、再取得をするにしまして、いまの公共事業の伸びでいきますとやっぱり三年ぐらいはかかるかもしれないと思つてゐます。そうしますと、その間にその取得をしたことによつて借金をし利子負担をしておる地方財政等には、これはきつめて大きな圧迫がいくことは当然だと思ひます。それをどういう形にして考へていくかという問題ですね。地方財政にその大きな圧迫がいかないような何らかの対策がないかということ、これらを自治大臣とよく相談をいたしてござります。明年度は何らかの対策を立てていきたい、かように思つて関係省庁とも相談をいたしてござります。

○和田静夫君 自治大臣、いま建設大臣が述べられましたように、明年度は何か具体的な施策を行いたい、こゝろ言われておるわけです。まあ自治省側といひますか、自治体側としますれば大変急いでもらわなければならぬ仕事だと思ふのですが、これは自治大臣として、どういふふうな建設大臣側に向かつて意見を述べられて、そして方針

を出されるつもりですか。

○国務大臣(福田一君) できるだけ早く買い上げてもらうように建設省にもお願いをいたす。どうしても買上げられない分があつたときはどうするかということは、また建設省とも相談をした

い、こゝろ考へております。

○和田静夫君 建設大臣、ちよつと恐縮ですが、前の私の予算委員会でのときの約束事で、きょう各省に実は来ていただいておりますが、地財法の十一條関係の問題で、建設省でいわゆる法政令の整備を行うことを次期通常国会までに、たとえば厚生大臣や農林大臣、建設大臣、国土庁長官、全部予算委員会でお認めになつてお約束になつたわけですから、私にそれだけ答えていただいて建設大臣は終わりにしますがね。

○国務大臣(飯谷忠男君) 担当官からひとつ話させますが、一つ砂防工事の問題ですが、これは現実には国庫負担は大体規定どおりやつておるはずですけれども、ただ、手続上、法の改正がおくれ

ておつたわけですね。これは七月十四日付で砂防法の政令の改正をいたしております。約束どおりやっておりますが、もう一つ住宅関係の問題があるようでありまして、担当官から答えさせます。

○説明員(吉田公三君) 補助金等の臨時特例等に関する法律の十八條の規定というのがございまして、これが公営住宅法との関係で御指摘の点でございますが、これは先生御承知のとおり、いわば後法で特例として出ているものでございまして、直ちに法の問題はないということでございますが、またこの特例は現在まで実際に適用した実例もございません。そういう意味で実害はないわけでございますが、地方財政法の立法趣旨等にかんがみまして、この扱いにつきましては検討いたしたいと現在思つておる次第でございます。

○和田静夫君 これは次国会までに結論出されるということですね、前の約束どおり。

○説明員(吉田公三君) 関係省と相談してまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 いまの問題で、厚生省、農林省、

国土庁ちよつと同時に答えていただけませんか。
○説明員(小野重和君) お尋ねの件につきまして、次期通常国会に法律案を提出することを旨途にいたしまして、現在関係諸当局と調整を図りながら鋭意検討を進めておるところでございます。
○説明員(松本作衛君) 国土調査法につきまして、今後政令で定めるべく現在自治省と折衝中でございます。できるだけ早く制定をしたいというふうに考えております。

○説明員(国塚武平君) 私どもの関係は、国土総合開発法の特定地域開発計画の策定に関する経費の問題でございますが、御案内のとおり、この特定地域の制度は昭和二十八年から三十三年にかけまして策定されまして、すでに二十一地域につきまして事業を終わっている経費でございます。
なお、この特定地域制度それ自体につきましては、国土総合開発法の全般の再検討という課題の中で検討すべきものと考えております。

○説明員(金瀬忠夫君) 厚生省には、身体障害者福祉法、らい予防法、それから予防接種法、それと寄生虫病予防法の四本ございまして、これらにつきまして、政令の改正を鋭意努力いたしております。したがって、近く改正が行われる予定にいたしております。

○和田静夫君 厚生省、特に三省、もうそれであれですが、たとえば児童福祉法施行令の改正、このように、法律が精算方式のたてまえをとっているのに、政令で、算定基準は厚生大臣の定める基準によるというように後退した規定にしたんでは困るわけです。そうでなかったら、予算委員会であれだけの時間をかけて地財法九条から十一條にわたる多くの議論をした意味がなくなるわけですからね。さきの国会でその点を懸念をしたから突は問題として指摘をしてきたので、これは各省共通する問題ですが、そういう懸念というものをなくするように了解を各大臣されているわけですから、その立場に立った作業で完了してもらおう。そしてできるだけ早くと言われていますが、それは

すべての大臣は次国会と約束をしているわけですから、次通常国会。したがって、次通常国会までにはこれは全部解決する、こういうふうな理解をしておかなければなりません。これは自治大臣、各省の関係ですが、よろしいですか。

○政府委員(松浦功君) 政令につきましては次国会開催前に、法律については次国会に提案する、こういう形で現在各省と詰めて行っております。
○和田静夫君 そこで、地方債について伺います。これまで手続が非常に複雑で、二重三重の申請をしなければならぬ。で、行政管理局の許可の整理項目にも入っているわけですが、これはどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(原徹君) 地方債の許可をいたしますのは自治省でございますが、私どもはその許可をする際に御協議にあずかるという立場でございます。これは結局大蔵大臣は財政金融の総括責任者であるということと、政府資金を貸します資金運用部の貸し出しの責任者、そういう意味で御協議を受けているわけでございます。で、行政管理局その他の問題確かにございまして、したがって、手続を簡素化にするという見地で、中央でまずやるものと地方でやるものと、いわゆる枠の配分というものを多くすることによって一つは手続が簡素化すること、それから従来資金運用部に許可申請をするものと、それからいまの地方債の許可と、別々に申請が出ておったというふうなものにつきまして同一の申請で間に合わせ、そういうようなことでやっている次第でございます。

○和田静夫君 申すまでもなく自治法二百五十条では「当分の間、政令の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない」となっているわけですね。ここでは自治大臣というふうにかかれていて、ここでは、実質的にはこの地方債計画の策定を含めて、一件審査に至るまで大蔵省と自治省が許可権限をふるっている。大蔵省が許可権を行使する理由と根拠というのはいくどどこにあるのですか。

○政府委員(原徹君) 私どもが許可権を持っているというのではありませんで、自治省が許可をいたします際には私どもに御協議にあずかるということでございます。いまの地方自治法の規定もございまして、大蔵省の設置法で理財局の所掌に「地方債に関する事」というのがございまして、それを受けましてまた地方資金課では、その協議に関するところというのが規定されておる。そういう根拠で私どもは、私どもが許可をするのではなくて、許可の際に御協議にあずかる。

で、手続が非常に複雑ではないかという御指摘がございまして、それはなるべく簡素化を図ってまいりたい、そういうふうな考えております。

○和田静夫君 地方自治法の施行令の百七十四条には、「自治大臣及び大蔵大臣の定めるところにより、当分の間、自治大臣の許可を受けなければならない」と規定されているわけですが、これはしかし、大蔵大臣の実質的な許可権を認めたいものと解することはできません。これは幾ら何で、ところが、「地方自治法施行令百七十四条の規定による地方債の許可に関する件」という昭和二十二年の内務省大蔵省令第五号、通称これ内蔵令と言います。内蔵令というのがあるわけですね。その第一条で、許可の協議について規定されていると、まあこういうことですね。それ、いま見せてもらえますか。

○政府委員(原徹君) 私の手に、「地方自治法施行令百七十四条の規定による地方債の許可に関する件」というのがここにございまして、第一条は「地方自治法第二百七条の借入金を除く外、地方債を起し又は起債の方法、利息の定率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、第二条に定めるものを除く外、都道府県、地方自治法第五十五條第二項の市及び特別区にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない」と、こう定めてあります。また第二項は、「内務大臣は、前項の規定により、許可をしようとするときは、予め大蔵大

臣と協議するものとする。但し、起債目的一件の金額が五百万円未満のものについては、この限りでない」と、こうなっております。

○和田静夫君 現在この内務省というのはないわけですがね。これは私は単に内務省という名称がなくなったことではないんだと思うんです。いわゆるその制度が変わったわけでしょう。それに基づいて内務省と大蔵省が協議して許可するというのはこれは非常におかしなことじゃないかと思うんですがね、自治大臣、どうですか。

○政府委員(松浦功君) 法律的には昭和二十二年五月三日に自治法ができ、その施行令の運用として内務省と大蔵省が共同して定めたものでございまして、この名前が変わっております。これは当然法令の一種として生きておることにはならないと思ひます。

○和田静夫君 しかし、とにかく賢明な財政局長の答弁にしたら、少し声が小さいから余り自信がないんだと思うんだけど、内務省イコール自治省じゃないでしょう、これは。このところは大臣、やっぱり何か整理するとか何か考えなければいかぬのじゃないですか。

○政府委員(松浦功君) この規定自身が、当時政府資金しか起債の資金がなかった段階でつくられた規定でございます。いまは縁故債というふうなものもあるわけでございます。そういうことから言うと、二条等に書いてありますのは、現実の問題として余り現在働かないようなものもございまして、そういう点からは、もう一度つくり直すというところがより明確にするゆえんであるとは私どもも理解をいたしております。

○和田静夫君 それじゃ自治大臣。いいですか、いまの答弁、これはやっぱり大臣の責任において。○政府委員(松浦功君) 大臣もお聞きになっておられますし、中身はこれらと大臣御承知のなにかございまして、かわつてお答えをいたしているわけでございますが、いづれにいたしまして、政府資金の問題でございまして大蔵省の問題として十分大蔵省が関与をしないと、これはや

はり資金運用の問題から問題があると思います。縁故債につきましても、多額の金になりますれば、これは大蔵省が日本の全体の金融を預かっておられるという立場からもある程度の関与は必要であろうと思います。私どもはまあ非常に事務屋でございますからこの規定でもとかく読んでおるものと、また支障がなかったわけでございます。なるべく世間に向かってわかりやすいものにするということは決して悪いことではないと思います。そういうことも踏まえながら、関係省と協議をしてまいるといふことにさせていただきますと思います。いつ、どうこうするといふことは、なかなかかこの場ではお約束しにくい問題であるといふことは申し上げておきたいと思ひます。

○和田静夫君 そんな、自治大臣をないがしろにするような答弁しちゃだめですよ。それはレクチャーをしなかったおたくの責任なんであって、御存じないことでありますからなんというんじや困るのです。

大蔵省が地方債について恒久的に関与をしなればならないということになると、「当分の間」ということではなくなつてきて、いわゆる法の要請を完全に無視して権限が拡大していくばかりになるのじゃないかと、こう思うのですが、これは大蔵省、そんなことをしませんでしたか。

○政府委員(原徳君) 大蔵省が協議を——許可を
 するのではなくて協議を受けるわけでございます
 が、これはやはり一つは資金運用部の立場で運用
 する、それからもう一つは、縁故債でございまし
 ても、いろいろ大量発行になりますとやはり消化
 の問題等もございますわけですから、そういう意
 味で、やはり自治省と一緒になっているいろやら
 なければならぬことが多いと思いますので、い
 つまでということになりますとちよつとあれで
 ございますけれども、やはり一緒にやるという姿勢
 といたしましては、私は協議を受ける方がベター
 ではないかというふうに考えます。

○和田静夫君　私はやっぱりこの内蔵令と呼ばれ

るものについて、財政局長の答弁がありましたから理解をしておきますが、本当のことを言うと、廃止をして自治大臣の方に許可権限の一切を集めるという、そういう地方自治法の趣旨ののつとつた形に私はすべきだと。実態的にあまり不便を感ぜなかつたし、これでよかつたから来たんだというだけではやっぱり済まされない性格のものを包蔵をしていると私は思うのです。ここはやはり内務省という言葉にあまり不感症であつちやいかぬ務省と思うのです。その辺もひとつ絡みますので、自治大臣、ぜひそういう形で善処を要望しておきますが、よろしいですか。

○國務大臣(福田一君) まあ私が実はあまり事情をつまびらかにいたしておりませんので、いろいろ両省の間で答弁があり、また、あなたから御説明をいただいてようやく問題を理解をしたようなことでありますけれども、私はやはり地方債というものについて、今度のような多額な発行をするような場合には、やはり大蔵省に協力を求めない

わけには現実の問題としていかないと思います。そういうことから考えますと、自治省が全部もう権限を持てしまうということがいいのか、あるいは金額の程度で、この辺五百万円まではいいんだというような案もありましたが、そういうようなところで考えるのがいいのか、これはひとつ研究をさしていただきたいと思います。さしあたり

は、まあいまの制度でやらしていただくというのとよりほか方法がないのじゃないか、こう考えておるわけであります。

○委員長（原文兵衛君） 午後七時まで休憩いたします。

午後六時十五分休憩

午後十時三十三分開会

○委員長（原文兵衛君）　ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案について

○和田静夫君 再確認の意味にもなりますけれど

も、自治体職員の賃金改定が非常におくれています。これについては、円滑な労使関係というものが維持されるように配慮をされなければならぬことはこれはまあ当然なことです。そう理解をしておるのでしょうか。

○政府委員(林忠雄君) 労使關係は常に円滑でスムーズであることが望ましいと思っております。

○和田静夫君 表現の問題は別といたしまして、

自治体労働者が長い間かけて労使のいろいろの折衝を通じながら積み上げてきた幾つかの既得権、たぐさんの既得権があると思うんですね。それに対してはどこからもう不当な介入はあり得ない、こ

ういう形の理解をしておいてよろしいですか。

○政府委員(林忠雄君)　まあ現在地方公共団体の
給与体系が完全無欠で正しいものであるかどうか

ということ、それぞれの団体でいろいろ事情がございいます。したがって、給与が適正であるべき努力は、これは労使双方ともしていただきたいとい

うことを期待しております。私の方から不当な介入をするというつもりは毛頭ございません。

○和田静夫君　したがって、労使間の自主性とい

うものはあくまでも尊重されるべきものである、
 こう理解をしておいてよろしいわけですね。
 ○政府委員(林忠雄君) 労使間の自主的ないろいろ

るな折衝ということ、このこと自体は当然尊重されるべきものであると思いますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、地方団体の給与体系と

いうのは、労使間の交渉を土台としつつ、結局議会における条例という形の審議で決まることになると思います。それらのすべての過程を通じて、

給与が適正なあるべき姿にあるよう、関係者全額で努力をしていただきたいと思いますし、私たちもできるだけ援助したいと思っています。

○和田静夫 これはさっきの質問で確認をしたことですが、十二月議会で条例化及び精算が行われるという努力が払われていくと思います。その

場合に、言われる給与の適正化という意味のこと

か、十分に内容的に具体的なところを煮詰めていくわけでありませんから、抽象的な文言では

誤解を生みやすいと思うんですが、言われるところの給与の適正化というものが条件になりながら、先ほど確認を合ったことが阻害をされるといふことのない、そういう配慮というものは当然あつてしかるべきだろうと、こう思うんですね。

國家公務員一般は十一月中に差額まで支給は終わってしまう。しかし地方公務員はそうはならないということでは、これはやはり今日の社会的な条

○政府委員(林忠雄君) できるだけ労使の自主的

な交渉がスムーズに進み、そして議会における給
与改定もすでに御指摘のとおり国家公務員につい
てはもう早々行われるわけでございますから、で

きるだけ早くまとめることが望ましいわけでございます。ただ御承知のような財政事情のもとに、それから従来の給与のあり方その他についても非

常に問題の多いところもございいますので、地方団
体によってはある程度それが長引かなければまた
円満な解決にも到達しないところもあるかと存じ

○和田静夫君　したがって、一般的に統一に同
 ますが、各団体とも、労使とも努力をしていた
 きたい、こう考えております。

一時期でもってこう解決するということを言っておるわけではないことは、これはおわかりのとおりであります。したがって、いま私が申し上げな

ような形の、まあ不当介入というような言葉を使うと、不当に介入したことがあるのかというように、また論戦が長くなりますが、そ

ういう意味ではなくて、そういうような介入というのはいり得ない、こう理解をしておいてよろしいですね。

○政府委員(林忠雄君) ちよつとおつしやる意味が的確につかみかねますが、それぞれの地方団体で現在の給与体系いろいろ違いますので、問題点

の所在も違ふと思ひます。それについてこちらが

第一五二三号 昭和五十年十月二十五日受理

地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府長岡京市長岡一ノ三六ノ二
四 岡本覚太郎外千四百四十名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一五二四号 昭和五十年十月二十五日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府綴喜郡田辺町字山本 水山
チク外二千四百十三名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一五二五号 昭和五十年十月二十五日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府船井郡丹羽町字安井北ノツ
ラ二八 太田喜一郎外百二十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一五二六号 昭和五十年十月二十五日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都市上京区下立売新町西入ル京
都府職員労働組合内 近藤三郎外
千五十六名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一五二七号 昭和五十年十月二十五日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府福知山市宇田 杉山善一
外千六百四十五名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一五四二号 昭和五十年十月二十五日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府向日市鷺井町楓畑二四 小

城厚雄外千三百四十七名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一五四三号 昭和五十年十月二十五日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府綾部市若竹町八ノ一綾部市
職員労働組合内 梅原正登司外二
千九百名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一五四九号 昭和五十年十月二十五日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府福知山市内記一三ノ一福知
山市役所職員労働組合連合会内
足立章外四百三十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一六二四号 昭和五十年十月二十七日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府亀岡市河原町一四 山内忠
雄外二千四百七十九名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一六二五号 昭和五十年十月二十七日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府宮津市吉原京都府職員労働
組合宮津支部内 佐野晏弘外九百
四十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一六三二号 昭和五十年十月二十七日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市溝尻一五一ノ一京都
府職員労働組合舞鶴支部内 吉田

幹夫外二千百十七名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一六三三号 昭和五十年十月二十七日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府熊野郡久美浜町八六四ノ一
自治労京都府本部久美浜町職員組
合内 能勢肇外三千六百三十名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一六四四号 昭和五十年十月二十七日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府宇治市五ヶ庄京大宿舍六一
六 荻野文丸外四千四百九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一八三八号 昭和五十年十月二十九日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府綾部市本町五丁目 福本玉
外千七百四十三名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一九四六号 昭和五十年十月三十日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願
請願者 京都府福知山市岡ノ九八 塩見登
外九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第一五二八号 昭和五十年十月二十五日受理
国民の暮らしと営業を守る地方財政の確立に関する請願
請願者 京都府中郡峰山町字御旅 富田美
重子外千五百名

紹介議員 小笠原貞子君

政府が、大企業の経済政策を国民本位に改めるとともに、地方財政の確立と自治権の拡大について、国が直ちに次の事項の緊急措置を図られたい。

一、独占禁止法の改正をはじめ、大企業本位の経済政策を改め、公共料金・間接税の凍結、大企業の不当値上げに対する価格引下げ、生活必需品の公共投資などインフレ抑制の施策と、社会保障の改善や住宅・公害、中小零細企業への政府資金拡大など国民生活を守る緊急措置を図り、国民生活安定を第一とした経済政策に転換すること。

二、地方交付税を当面四十パーセント（現行三十二パーセント）に引き上げ、民主的配分を行うとともに、地方交付税の昭和四十八、四十九年度削減分（三千六百七十五億円）全国に均等配分すれば一市町村あたり一億三千万円以上になることを復活し、インフレに対する緊急交付金を措置すること。

（交付税率を八パーセント引き上げるだけで年間約一兆円を越える財源が生まれ、京都府では約百億円になる。）
三、保育所・学校・幼稚園・住宅・清掃施設をはじめとした、ばく大な超過負担について過去五年間分を全面的に解消すること。（全国で推定一兆円を越えており、京都では四十八年度分だけで百二十五億円の超過負担が不当に押しつけられている。）

四、地方債の許可制を廃止し、起債のワケを大幅に拡大するとともに利子補給などは政府資金を優先して運用すること。
五、人口急増自治体の生活関連公共施設については用地費を含め、補助率かさ上げを行うとともに自治体負担分の政府資金による起債など特別措置を講ずること。

六、過疎自治体に対しては、過疎債の対象事業・政府資金ワケを拡大し、元利償還の経費を百パーセント地方交付税に算入すると共に適用自治体をひろげるなど「緊急措置法」の民

七、交通・水道・ガス・病院など公営企業の

「独立採算制」を撤廃し、「赤字」となっている国民健康保険会計に大幅な国庫補助を行うこと。

八、高校増設の用地費及び建設費の三分の二を国庫負担するとともに小・中学校用地費への国庫補助、学校給食・社会福祉施設危機打開の緊急補助を行うこと。

九、大企業・大資本家への特権的減免税(これによる自治体における減収は四十七年度分だけで一兆三千六百億円)を廃止し、課税と負担の適正化を図ること。

十、機関委任事務を原則としてなくし、国と地方自治体の事務・税源を民主的に配分するとともに、政府による不当な統制をなくし、自治体の権限、住民の自治権を拡大すること。

理由

不況を口実とした「金融ひきしめ」「総需要抑制」など政府の諸政策は、国民の生活破壊にいつそう拍車をかけ、かつてない中小零細企業の倒産や農林漁業の深刻な経営危機、首切り・失業・一時帰休をはじめ、生活保護・年金・社会保障の大幅な基準低下や医療・福祉・教育費の増大などその深刻な影響は国民生活の全分野・全産業にわたっており、そればかりか、インフレをさらに促進し、日常生活に直接打撃を与える郵便・電信・電話・私鉄運賃などの公共料金、酒・タバコ・ガス・自動車から砂糖に至るまでいたる、のきなみの独占物価・間接税の大幅引上げが計画されている中で、国民のいのちと暮らしを守る地方自治体の仕事は急激にふえているにもかかわらず、政府は、国の責任で負担すべきばく大な超過負担を自治体に押しつけるなど、地方財政を文字どおり戦後最大の危機においこみ、地方自治の破壊と国民生活のいつその破壊をもたらしている。

第一五三〇号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(七通)
請願者 大阪市東住吉区平野西之町六七

する請願(八通)

請願者 大阪府寝屋川市高宮七七七 横井 武子外八千六百七十七名

紹介議員 小笠原貞子君
大資本本位から国民本位に経済政策を転換し、次の事項を実施したい。

一、自治体いじめや住民サービス低下、福祉後退を招かないよう自治体財政の赤字補充策を実施し、地方交付税交付金を増額すること。
二、住宅・学校・保育所をもつと建てられるよう国の補助金と長期低利の教育資金を大幅に増やし、府立学校建設にも国の補助金を交付し、自治体の超過負担を解消すること。
三、国保・交通・水道料金等の値上げとサービス低下を防ぐため、国の補助金を大幅に増やし、地方公営企業制度も民主的に改正すること。

四、自治体が住民のための仕事をしつかり行えるよう大企業に有利な租税特別措置法を含む税制度を改め、国と自治体の間にある仕事と財源の配分の不合理を解消するため、財政制度を民主的に改正し、起債許可制も廃止すること。

五、住みよい大阪をつくるため、大阪府と市町村に特別の財政措置を請じ、人口急増・過密対策を抜本的に改正すること。

第一五三一号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(七通)
請願者 大阪府岸和田市岸野町一六ノ三 松崎重作外七千三百五十八名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三二号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(七通)
請願者 大阪市東住吉区平野西之町六七

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三三三号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(七通)
請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘三ノ三 湯 口昭子外七千四百十八名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三四号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(八通)
請願者 大阪府寝屋川市大字点野二七二ノ七 七点野団地 南藤幸枝外九千三百九十一名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三五号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(六通)
請願者 大阪府富田林市若杉町一ノ一三ノ一八 北田潔外七千八百二十二名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三六号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(六通)
請願者 和歌山県海草郡下津町 若松春代外六千六百七十六名

する請願(七通)

請願者 大阪府平野区西脇二ノ九ノ六 初 岡節子外六千二百五十四名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三八号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(十通)
請願者 大阪府堺市上野芝町六ノ三九八 広瀬ひさ子外一万二千二百九十七名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三九号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(八通)
請願者 大阪府天王寺区東高津町一ノ二 大阪教職員組合内 東谷敏雄外八千四百七十七名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五四〇号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(七通)
請願者 大阪府交野市倉治四四〇浜の池田 地 藤井正利外五千九百四十一名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五四一号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(九通)
請願者 大阪府泉佐野市鶴原二、九〇八 浮穴芳彦外九千二百九十六名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五五〇号 昭和五十年十月二十五日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(五通)
請願者 大阪府堺市鉄砲町一三 若間武史
外四千七百二十八名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一六二二号 昭和五十年十月二十七日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(五通)
請願者 兵庫県西宮市上大市五ノ一九四ノ
一九 上畑美麻子外四千七百七十一
名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一六二二号 昭和五十年十月二十七日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(五通)
請願者 大阪府岸和田市西之内町四八四ノ
一 植田マキノ外七千八百九十九
名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一六二二号 昭和五十年十月二十七日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(五通)
請願者 大阪府交野市松塚七三ノB五ノ
四〇六 岩間茂外八千二百二十五名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一六三〇号 昭和五十年十月二十七日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(六通)
請願者 大阪府大東市灰塚三ノ八ノ二四
郡山八重子外七千六百二十名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一六三二号 昭和五十年十月二十七日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(九通)
請願者 大阪府城東区古市三ノ八ノ五ノ五
〇一 土取リッ外一万二千六百五
十七名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一六四五号 昭和五十年十月二十七日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(八通)
請願者 大阪府天王寺区国分町一五六 亀
井勝三外九千八百七十名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一六五八号 昭和五十年十月二十八日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(二通)
請願者 大阪府旭区大宮一ノ八ノ二四 三
原美恵子外二千二十六名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一八三九号 昭和五十年十月二十九日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願(八通)
請願者 大阪府寝屋川市宝町一九ノ七 寺
西伝外七千九百四十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一八四〇号 昭和五十年十月二十九日受理
住民サービス低下を招く地方財政の危機打開に関する請願
請願者 大阪府泉南郡岬町孝子七九〇ノ一
井口美男外十四名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一六一四号 昭和五十年十月二十七日受理
市街化区域内農地の「宅地並課税」反対に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会
議長 岡田与一
紹介議員 村田 秀三君
三大都市圏のA・B農地に実施されている「宅地並課税」が、それ以外の市街化区域内農地に対しても実施されることには反対であり、政府は、宅地並課税制度について再検討されたい。

第一六二六号 昭和五十年十月二十七日受理
住みよい自治体を作るための地方財政確立に関する請願
請願者 京都府船井郡丹波町字須知 湊美
恵子外四千名
紹介議員 安武 洋子君
暮らしと健康を守り、住みよい自治体を作るため、政府は次の施策を緊急に実施されたい。

一、インフレと総需要抑制策による地方財政への圧迫を緩和する財源措置を採ること。
二、保育所、幼稚園、学校、住宅をはじめ、超過負担の解消のため直ちに所要の措置を採ること。
三、自治体の自主財源確立のため、税制の改革を図り、当面交付税率を四十パーセントに引き上げ、東京都に対する府県分、大都市分合算方式を廃止すること。
四、国庫補助負担金制度の改革と大都市財源の

拡充を図り、都など不交付団体に對する不当な財源調整措置を廃止すること。
五、交通、上下水道、病院等の地方公営企業の独立採算制、地方債の許可制の廃止と改善を行うこと。
六、政府と自治体との行政事務と財源の民主的配分の検討を始めること。

適正化を図ること。

理由

自治体病院の経営は、急速に深刻の度を加えてきており、このまま推移すれば、経営危機に直面し、自治体病院の存立さえも危ぶまれ、地域の医療を確保するのに重大な支障をきたすことは必至である。

第一七四三号 昭和五十年十月二十九日受理

地方財政の危機突破に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

議長 岡田与一

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一二〇三号と同じである。

第一八四二号 昭和五十年十月二十九日受理

昭和五十年度退職地方公務員の共済年金改正案等の早期成立等に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ六ノ二自治労本部内地公退職者共闘会

議内 三田朝丸

紹介議員 和田 静夫君

昭和五十年度退職地方公務員の共済年金及び恩給改定二法案を優先審議の上、これが早期成立を図り、年末に改定額が支給されるよう配慮されたい。

理由

年金、恩給受給者の生活は、年金、恩給の改定が一年四箇月も遅れていること、一昨年、昨年の打ち続く加算的インフレ、異常な物価高騰等によつて窮乏のどん底に追い込まれている。もし今国会で改定法案の成立が遅れることになれば、年金については、年末に改定額の支給が不可能になる事態が生ずる。

第一九一一号 昭和五十年十月二十九日受理

地方財政の危機打開等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市愛宕山二〇ノ一三

伊藤彰外二百二十三名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一九一三号 昭和五十年十月二十九日受理

自治体病院に対する財政措置強化に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡笹神村大字山崎一

九笹神村長 折笠信雄

紹介議員 亘 四郎君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第一九一四号 昭和五十年十月二十九日受理

農地固定資産税に関する請願

請願者 千葉県船橋市海神町六ノ四ノ六船

橋市農地課税対策団体連絡協議会

内 小川藤博外五千七百二十四名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第八四八号と同じである。

十一月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石油コンビナート等災害防止法案

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(衆)

石油コンビナート等災害防止法案

石油コンビナート等災害防止法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 新設等の届出、指示等(第五条―第十四条)

第三章 特定事業者に係る災害予防(第十五条―第二十二條)

第四章 災害に関する応急措置(第二十三条―第二十六条)

第五章 防災に関する組織及び計画(第二十七条―第三十二条)

第六章 緑地等の設置(第三十三条―第三十七条)

第七章 雑則(第三十八条―第四十八條)

第八章 罰則(第四十九条―第五十二條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)その他の災害の防止に関する法律と相まつて、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もつて石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 石油等 石油(消防法別表に掲げる第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。以下同じ)及び高圧ガス(高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガス(同法第三条第一項各号に掲げる高圧ガス、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定するガス事業及び同条第七項に規定するガス工作物に係る高圧ガス並びに政令で定める不活性ガスを除く)をいう。以下同じ)をいう。

二 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。
イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量(消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所(同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という)において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計

して得た数量をいう。以下同じ)を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量(高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるとするガスの容積をいう。以下同じ)を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが必要であると認められるもの
ロ 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが必要であると認められるものの区域
ハ イ又はロに該当することとなると認められる区域
三 災害 火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

四 第一種事業所 石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)に所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を第二号イに規定する政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を同号イに規定する政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となるものをいう。

五 第二種事業所 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するものをいう。

六 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業所をいう。

七 第一種事業所 第一種事業所を設置している者をいう。

八 第二種事業所 第二種事業所を設置している者をいう。

九 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業所をいう。

十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設又は設備その他の災害の拡大のために土地又は工作物に定着して設けられる施設又は設備(消防法、高圧ガス取締法その他の災害の防止に関する法令の規定により設置すべきものを除く。)であつて、主務省令で定めるものをいう。

(特定事業者の責務)

第三条 特定事業者は、その特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に關し万全の措置を講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じたその他の災害の拡大の防止に關し、他の事業者と協力し、相互に一体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。(国及び地方公共団体の施策)

第四条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言又は指導をするとともに、この法律又は関係法律の規定に基づき、総合的な災害応急対策の実施その他防災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のために必要な施策を講ずるものとする。

第二章 新設等の届出、指示等

(新設の届出等)

第五条 第一種事業所(石油貯蔵所等)を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。以下この章において同じ。)の新設(石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を増加するための工事その他の政令で定める工事をする)により第一種事業所となる場合における当該工事を含む。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面であつて、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設に關する計画を主務大臣に届け出なければならない。

一 主務省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区その他の施設地区に区分した場合におけるこれらの施設地区(以下「各施設地区」という。)の面積及び配置

二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあるものの配置

三 敷地面積

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をする場合には、当該事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区の配置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処理量を示す書面その他の主務省令で定める書類

を提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令で定める行政機関の長(以下「関係行政機関の長」という。)に送附し、関係都道府県知事及び関係市町村長に送付するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出に係る第一種事業所の新設に關する計画について、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(経過措置)

第六条 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしていない者を含む)は、当該地域が特別防災区域となつた日から二月以内に、主務省令で定めるところにより、書面であつて、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所、設置の場所並びに前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(変更の届出等)

第七条 第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面であつて、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所、当該変更のための工事の開始の予定日並びに当該第一種事業者の変更に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、災害復旧工事をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第二項の規定は前項の規定による届出

をする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該事業所の位置」とあるのは(当該変更に係る第一種事業所の)と、同条第四項中「新設に關する計画」とあるのは「変更に關する計画」と読み替へるものとする。

(新設等の計画に係る指示)

第八条 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出(以下「新設等の届出」という。)があつた場合において、当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に關する計画(以下「新設等の計画」という。)の内容が次のいずれかに該当するときは、当該新設等の届出をした者に対し、当該新設等の計画の内容のうち、第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る部分(当該変更に関する計画が、同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に關連するものを含む)について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止(以下「災害の発生の場合の拡大防止」という。)をするために必要と認められる範囲内において、当該新設等の計画の変更を指示することができる。

一 第五条第一項第一号に掲げる各施設地区の面積又は配置が、当該各施設地区相互の關係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあるときと認められること。

二 第五条第一項第二号に掲げる連絡導管又は連絡道路の配置が、当該第一種事業所の各施設地区との關係、当該第一種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれが

二

あると認められること。

2 主務大臣は、新設等の届出(前条第一項の規定による届出であつて、当該届出に係る変更に関する計画が第五条第一項第三号の敷地面積の減少のみを内容とするものであるものを除く)があつた場合において、前項の規定による指示によつては災害の発生の場合の拡大防止についての支障を除去することが困難であると認めるときは、当該届出に係る新設等の計画の廃止を指示することができる。

3 関係行政機関の長は、第五条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届出書の写しの送付を受けた場合において、前二項の規定による指示を要すると認めるときは、主務大臣に対し、当該指示をすることを要請することができる。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による指示は、新設等の届出が受理された日から三月以内にしなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、実地の調査を行うため必要があるとき、その他同項の規定による期間内に第一項又は第二項の規定による指示をすることができない合理的な理由があるときは、一月の範囲内において、前項の規定による期間を延長することができる。この場合においては、新設等の届出をした者、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知するものとする。

7 主務大臣は、第五項の規定による期間が経過する前であつても、新設等の計画について災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないことが明らかであると認めるときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して、当該新設等の計画について第一項又は第二項の規定に

よる指示をしないことを決定し、その旨を当該新設等の届出をした者に通知するものとする。

8 主務大臣は、第一項若しくは第二項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨及び指示をした場合には当該指示の内容を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(消防法等の許可との関係)

第九条 消防法第十一条第一項の規定による許可又は高圧ガス取締法第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可(以下「消防法等の許可」という。)をする権限を有する自治大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「許可権者」という。)は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合には、前条第五項の規定による期間(同条第六項の規定により同条第五項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間)が満了する日(同条第一項の規定による指示又は同条第七項の規定による通知があつたときは、当該指示又は通知があつた日。次条において「指示期間の満了等に係る日」という。)までは、当該消防法等の許可をしてはならない。

2 前項の規定に該当する場合のほか、許可権者は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該消防法等の許可をしてはならない。

一 当該届出に係る新設等の計画について前条第一項の規定による指示があつた場合において、当該消防法等の許可の申請の内容が、当該指示に従つて変更された場合の当該計画に適合していないと認めるとき。

二 当該届出に係る新設等の計画について前条第二項の規定による指示があつた場合

3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合にお

ける当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文及び高圧ガス取締法第二十条の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第 号)第五条第一項又は第七條第一項の規定による届出に係る計画(当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画)とする。

(実施の制限)

第十条 新設等の届出をした者は、指示期間の満了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更(消防法第十一条第一項の規定による許可に係る施設及び高圧ガス取締法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可に係る同法第八条第一号に規定する製造のための施設(第十二条において「許可施設」という。)に係るものを除く。次条第一項において同じ。)をしてはならない。

(新設等の確認)

第十一条 新設等の届出をした者は、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画(当該計画について第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画。次条第一号において同じ。)に適合しているかどうかについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(使用停止命令)

第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業所者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大

防止をするために必要な範囲内において、当該第一種事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

一 新設等の届出に係る新設等の計画に適合していない第一種事業所(当該計画に適合していない施設が許可施設のみである場合を除く。当該第一種事業所を当該新設等の計画に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

二 新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反して新設又は変更をされた第一種事業所(当該計画に係る施設が許可施設のみである場合を除く。当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

三 第五条第一項の規定に違反して第一種事業所の新設に関する計画の届出をしないで新設をされ、かつ、同項第一号又は第二号に掲げる事項が第八条第一項第一号又は第二号の主務省令で定める基準(以下この号及び次号において「設置基準」という。)に適合していない第一種事業所 当該第一種事業所に係る第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

四 第七条第一項の規定に違反して第一種事業所の変更に関する計画の届出をしないで第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をされ、かつ、当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項(当該変更が同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。以下この号において同じ。)が設置基準に適合していない第一種事業所 当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

(氏名等の変更の届出)

第十三条 第一種事業者(第一種事業所に係るものに限るものとし、第五条第一項の規定による届出をした者を含む。次条において同じ。)は、その氏名(法人にあつては、その名称又は代表者の氏名)又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第十五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(地位の承継)

第十四条 第一種事業者から第一種事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、当該第一種事業所に係る第一種事業者の地位を承継する。

2 第一種事業者について相統又は合併があつたときは、相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相統人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該第一種事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第一種事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

第三章 特定事業者に係る災害予防(特定防災施設等)

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。

2 特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長(特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。)に届け出て、検査を受けなければならない。

3 特定事業者は、特定防災施設等について、主務省令で定めるところにより、定期に点検を行い、点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

ならない。

(自衛防災組織)

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

2 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。この場合において、自衛防災組織は、消防法、高圧ガス取締法その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行うべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。

3 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならない。

4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備以下「防災資機材等」という。)を備え付けなければならない。

5 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長等に届け出なければならない。

6 市町村長等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長に通知するものとする。

(防災管理者等)

第十七条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならない。

2 防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第一種事業者は、当該第一種事業所における災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位

にある者のうちから副防災管理者を選任し、自衛防災組織の統括について、防災管理者を補佐させなければならない。

4 第一種事業者は、防災管理者が当該第一種事業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない。

5 第一項又は第三項の規定により防災管理者又は副防災管理者を選任したときは、特定事業者(同項の場合にあつては、第一種事業者。第二十一条第一項第四号において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(防災規定)

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき第十六条第二項の規定による業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第十六条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(共同防災組織)

第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

2 前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。

3 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。

い。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

4 政令で定める基準に従つて、防災要員を配置し、及び防災資機材等を備え付けた共同防災組織を設置している特定事業者は、第十六条第三項及び第四項の規定によりその自衛防災組織に置くべき防災要員の数及び備え付けるべき防災資機材等の数量を政令で定めるところにより減ずることができる。

5 第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があつた場合について準用する。

(経過措置)

第二十条 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしていない者を含む。)については、次の各号に掲げる規定は、当該地域が特別防災区域となつた日から当該各号に定める期間が経過する日までは、適用しない。

一 第十五条第一項の規定 一年間(同項の規定中政令で定める特定防災施設等の設置に係る部分については、二年を超えない範囲内で政令で定める期間)

二 第十六条の規定 一年間(同条の規定中政令で定める防災資機材等の備付けに係る部分については、三年を超えない範囲内で政令で定める期間)

三 第十七条及び第十八条の規定 一年間

2 前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に当該第二種事業所を設置している第二種事業者について準用する。この場合において、同項中「当該地域が特別防災区域となつた日」とあるのは、「当該指定の日」と読み替へるものとする。

(措置命令及び使用停止命令)

第二十一条 市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができる。

施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持してない特定事業者 特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持すること。

二 第十五条第三項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存してない特定事業者 同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。

三 第十六条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けてない特定事業者 自衛防災組織を設置し、又は同条第三項若しくは第四項若しくは第十九条第四項に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。

四 第十七条第一項又は第三項の規定に違反して、防災管理者又は副防災管理者を選任してない特定事業者 防災管理者又は副防災管理者を選任すること。

五 第十八条第一項の規定に違反して、防災規程を作成してない特定事業者 防災規程を作成すること。

2 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

(石油コンビナート等特別防災区域協議会)

第二十二條 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を置くように努めなければならない。

一 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究

三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施

四 共同防災訓練の実施

(異常現象の通報義務)

第二十三條 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

(自衛防災組織等の災害応急措置)

第二十四條 特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

(自衛防災組織等に対する指示)

第二十五條 市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。次項において同じ)又は第十六条第六項に規定する政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があるとき、自衛防災組織又は共同防災組織

に指示をすることができる。

2 警察官は、市町村長若しくはその委任を受けた前項に規定する市町村長の職権を行う市町村(特別区の存する区域においては、都)の吏員及び同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長の職権を行う海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は管区海上保安本部の事務所の長の職権を行うことができる。

(災害応急措置の概要等の報告)

第二十六條 特定地方行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第九条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ)の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

第五章 防災に関する組織及び計画

(石油コンビナート等防災本部)

第二十七條 特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)を置く。

2 特別防災区域であつて、第二条第二号ハに該当するもののみが所在する都道府県においては、前項の規定にかかわらず、防災本部を置かないことができる。

3 防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをいう。以下この章において同じに關し、次の事務をつかさどる。

一 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 防災に関する調査研究を推進すること。

三 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

四 災害が発生した場合において、当該都道府県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関(災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ)、当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該都道府県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者(第三十一条において「関係機関等」という。)が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

五 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に關し必要な指示を行うこと。

六 災害が発生した場合において、国の行政機関(関係特定地方行政機関を除く)及び他の都道府県との連絡を行うこと。

七 その他特別防災区域に係る防災に關する重要な事項の実施を推進すること。

(防災本部の組織)

第二十八條 防災本部は、本部長及び本部長を助つて組織する。

2 本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。

3 本部長は、防災本部の事務を総括する。

4 本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する本部長がその職務を代理する。

5 本部長は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員

- 二 当該道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 三 警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 四 当該道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- 五 当該道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長
- 六 当該道府県の区域内の市町村(前号に規定する市町村を除く)のうち、当該道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長
- 七 第二号に規定する市町村の消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)
- 八 当該道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者
- 九 その他当該道府県の知事が必要と認めて任命する者
- 6 防災本部に、専門の事項を調査させるため、専門員を置くことができる。
- 7 専門員は、関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員、当該道府県の区域内の関係市町村の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、当該道府県の知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、防災本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従つて当該道府県の条例で定める。
- (石油コンビナート等現地防災本部)
- 第二十九条 防災本部の本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があるとき、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等現地防災本部(以下「現地本部」という。)

- を設置することができる。
- 2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもつて組織する。
- 3 現地本部長及び現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。
- 4 現地本部は、防災本部の指示を受けて、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特別防災区域に係る災害に関する防災活動の実施について、防災本部の事務の一部を行う。
- (防災本部の協議会)
- 第三十条 一の特別防災区域が二以上の道府県にわたつて所在する場合には、当該特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進するため、これらの道府県は、協議により規約を定め、当該特別防災区域に関し、防災本部の協議会を設置しなければならない。ただし、当該特別防災区域が第二号ハに該当するものである場合は、防災本部の協議会を設置しないことができる。
- 2 前項の防災本部の協議会の組織、運営その他防災本部の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。
- (石油コンビナート等防災計画)
- 第三十一条 防災本部及びその協議会は、当該道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域(防災本部の協議会にあつては、当該協議会を設置した二以上の道府県にわたつて所在する特別防災区域)に係る石油コンビナート等防災計画(以下「防災計画」という)を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する都道府県地域防災計画及び同号ハに規定する指定地域都道府県防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 防災計画は、前項の特別防災区域に係る防災

- に関し、次の事項について定めるものとする。
- 一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大概
- 二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員配置等に関する事項
- 三 防災に関する調査研究に関する事項
- 四 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関する事項
- 五 特定事業者間の相互応援に関する事項
- 六 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関する事項
- 七 災害の想定に関する事項
- 八 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に関する事項
- 九 自衛防災組織及び共同防災組織の活動の基準に関する事項
- 十 現地本部の設置及びその業務の実施に関する事項
- 十一 火事、爆発、石油等の漏洩又は流出その他の事故による災害に対する応急措置の実施に関する事項
- 十二 地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関する事項
- 十三 災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関する事項
- 十四 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に関する事項
- 十五 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関する事項
- 十六 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項
- 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正したときは、当該防災計画又は当該修正した防災計画を主務

- 大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- (災害対策基本法との関係)
- 第三十二条 災害対策基本法第二条第十号イからニまで、第十四条第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十三条第一項、第四項及び第五項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は、特別防災区域(第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ)を含まないものとする。
- 2 特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の適用については、同法第二十条第十号「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第百三十二号)第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画(以下「石油コンビナート等防災計画」という。))と、同法第三十三条第四項中「この法律の規定による都道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六条第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(以下「石油コンビナート等防災本部」という。))又は「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部」とあるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法第四十五

条中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又はその」とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コンビナート等防災本部又はこれらの」と、同法第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画」とする。

第六章 緑地等の設置

(設置計画の作成等)

第三十三条 地方公共団体の長は、公害の防止に關する事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第七十号)第二条第三項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設(以下「緑地等」という。)を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、關係地方公共団体の長(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の港務局の委員長を含む。)の意見を聴いて、緑地等の設置に關する計画を作成し、主務大臣の承認を受けるものとす。

(第一種事業者に係る費用の負担等)

第三十四条 地方公共団体は、前条の計画に基づいて緑地等の設置をするときは、政令で定めるところにより、当該緑地等の設置に要する費用で政令で定めるものの額の三分の一に相当する額(以下この条において「負担総額」という。)を、当該計画に係る特別防災区域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該第一種事業者となる者が確定と認められる者を含む。以下同じ。)に負担させることができる。

2 前項の緑地等の設置につき各第一種事業業者に負担させる負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、各第一種事業者について、当該第一種事業業者に係る同項の特別防災区域に所在する第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量を基準とし、当該第一種事業所における災害の周辺地域への影響の程度その他の

政令で定める条件を勘案して、負担総額を配分した額とする。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により各第一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定めたときは、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、第一項の第一種事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要があるときは、事業者負担金の額を変更して、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

(強制徴収)

第三十五条 事業者負担金を納付しない第一種事業者があるときは、地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、地方公共団体の長は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、地方公共団体の長は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

(財政上の特別措置)

第三十六条 地方公共団体が第三十三条の計画に基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方公共団体の経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分の一を補助することができる。ただし、当該緑

地等の設置につき適用される他の法令の規定による国の補助の割合が二分の一を超えるときは、当該経費についての国の補助の割合については、当該他の法令の定めるところによる。

2 前項の緑地等の設置につき地方公共団体が必要とする経費に係る地方債で主務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基礎財政需要額に算入するものとする。

(政令への委任)

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により国が補助することとなる額の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(特別防災区域の指定)

第三十八条 主務大臣は、第二条第二号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、關係都道府県知事及び關係市町村長の意見を聴かなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その業務に關し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は關係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長(特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。)は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を關係都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、高圧ガス取締法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による報告を受けた都道府県知事又は前項の規定による通知を受けた市町村長は、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、それぞれ、第一項の市町村長又は前項の都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

(国の援助)

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に關する技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(消防法との關係)

第四十三条 消防法第十四条の四の規定は、政令で定める特定事業所については、適用しない。

(適用除外)

第四十四条 第二十五条の規定は、国の機関が設置する自衛防災組織については適用しない。

(手数料)

第四十五条 第十一条第一項の規定による確認又は第十五条第二項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(主務大臣等)

第四十六條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第五條第一項、第六條第一項、第七條第一項、第八條第三項、第十一條第一項、第十三條第一項若しくは第十四條第三項の規定による届出の受理(要請を受けることを含む)、第五條第三項(第六條第二項、第七條第二項、第十三條第二項及び第十四條第四項において準用する場合を含む)の規定による送付、第五條第四項(第七條第二項において準用する場合を含む)若しくは第三十八條の規定による意見の聴取、第八條第一項若しくは第二項の規定による指示、同条第四項の規定による協議、同条第六項の規定による期間の延長、同条第七項の規定による決定及び通知、同条第八項若しくは第十一條第二項の規定による通知、同条第一項の規定による確認、第十二條の規定による命令、第三十一條第三項の規定により提出される防災計画の受理、第三十九條の規定による報告の徴収又は第四十條第一項の規定による立入検査若しくは質問に関する事項については、通商産業大臣及び自治大臣

二 第三十三條の規定による承認に関する事項については、建設大臣

三 第三十六條の第二項の規定による指定に関する事項については、自治大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二條第十号の施設若しくは設備、第十五條第一項の基準、同条第二項の規定による届出及び検査、同条第三項の規定による点検及び記録、第十六條第五項、第十七條第五項若しくは第十九條第三項の規定による届出、第十八條第一項若しくは第十九條第二項の防災規程若しくは共同防災規程又は第四十一條第一項の規定による報告に関する事項については、自治省令

二 第五條第一項、第六條第一項、第七條第一項若しくは第十一條第一項の規定による届出、第五條第一項若しくは第八條第一項の基準又は第五條第二項(第六條第二項及び第七條第二項において準用する場合を含む)の書類に関する事項については、通商産業省令・自治省令

三 第四十一條第二項の規定による通知に関する事項については、通商産業省令

(経過措置の命令への委任)

第四十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(権限の委任)

第四十八條 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第八章 罰則

第四十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第一種事業所(石油貯蔵所等)を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五條第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。次号において同じ。の新設をした者

二 第七條第一項の規定による届出をしない第一種事業所に係る第五條第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更をした者

三 第十二條の規定による命令に違反した者

四 第二十一條第二項の規定による命令に違反した者

第五十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に

処し、又はこれを併科する。

一 第六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條の規定に違反した者

三 第二十一條第一項の規定による命令に違反した者

第五十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項若しくは第十五條第二項の規定による届出をせず、又はこれらの規定による確認若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽した者

二 第十三條第一項、第十四條第三項、第十六條第五項又は第十七條第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三條第一項の規定に違反して通報しなかつた者

四 第三十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

附則

3 消防法の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「適合する」を「適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない」に改める。

第十二條の二第四号中「第十二條第二項」を「前条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第十二條の七第一項の規定に違反したとき。

第十二條の二に次の一号を加える。

七 第十四條の三の二の規定に違反したとき。

第十二條の六の次に次の一条を加える。

第十二條の七 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者は、前項の規定により危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十四條の三の次に次の一条を加える。

第十四條の三の二 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、自治省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

第十六條の三第一項中「その他の事故が発生し、危険な状態となつたときは」を「その他の事故が発生したときは」に改め、「直ちに」の下に「引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出

した危険物の除去その他を加え、同条に次の一項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第一項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十九条の次に次の二条を加える。

第三十九条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条の三 業務上必要な注意を怠り、製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十二条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第十六条の三第三項の規定による命令に違反した者

第四十四条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第十四条の三の二の規定による点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかつた者

第四十四条第六号中「第十一条の二第一項」の

下に「第十二条の七第二項」を加える。

第四十五条中「業務に關し」の下に「第三十九条の二第一項若しくは第二項、第三十九条の三第一項若しくは第二項」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

4 地方交付税法の一部を次のように改正する。附則第二十二項を附則第二十四項とし、附則第二十一項を附則第二十三項とし、附則第二十

経費の種類	測定単位	単位費用
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇〇〇銭

22 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる

測定単位	算定の基礎	表示単位
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第...号)第三十六条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第...号)第三十六条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

5 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第二十一項及び第二十二項の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

6 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの(次項の規定の適用があるものを除く。)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 当分の間、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第...号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別防災区域の指定のあつた日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度ま

項の次に次の二項を加える。

21 当分の間、地方団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位	算定の基礎	表示単位
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第...号)第三十六条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第...号)第三十六条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

7 前項の規定による改正後の消防施設強化促進法附則第二項及び第三項の規定は、昭和五十一年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

8 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第...号)の施行に關する事項。

(自治省設置法の一部改正)

9 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の四の次に次の一号を加える。

三十五 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第...号)の施行に關する事務を行うこと。

10 (通商産業省設置法の一部改正)
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三十号の二の次に次の一号を加える。

三十三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第...号)の規定に基づき、事業所に対して、災害の防止に關し、指示し、又は命令をすること。

第九号の二第八号の次に次の一号を加える。

八の二 石油コンビナート等災害防止法の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを処理すること。

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「百分の三十二」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十二」を「百分の三十五」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 交付税の算定に關しては、都道府県と、特別区の存する区域は一の市町村と、それぞれみなす。

2 前項の規定により一の市町村とみなされる特別区の存する区域に係る交付税は、都に交付する。

3 都は、前項の規定により交付される交付税の額に相當する額を、地方自治法第二百八十二条

第二項の規定に基づく都と特別区及び特別区相互の間の調整上必要な措置に要する経費の財源に充てなければならない。

4 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

附則第二十二項を次のように改める。

(第二地方交付税)

22 国と地方団体との間の適正な事務の再配分及びそれに伴う財源の再配分に基づく国の財政と地方団体の財政との適正な関係が確立されるまでの間、臨時に、地方団体に第二地方交付税(以下「第二交付税」という。)を交付するものとする。

(第二交付税の総額)

23 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の八をもつて第二交付税とする。

24 毎年度分として交付すべき第二交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の八に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における第二交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

(第二交付税の種類等)

25 第二交付税の種類は、第一種交付税及び第二種交付税とする。

26 毎年度分として交付すべき第一種交付税及び第二種交付税の総額は、それぞれ附則第二十三項の額の百分の五十に相当する額とする。

(第一種交付税)

27 第一種交付税は、昭和五十年から昭和五十二年までの各年度に限り、地方団体に對して交付する。

28 各道府県又は市町村に對し毎年度分として交付すべき第一種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる算定単位ごとの下欄に掲げる単位金額に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を当該道府県又は市町村について合

算した額(以下この項において「算定額」という。)とする。ただし、算定額の合算額が第一種交付税の総額を超える場合には、第一種交付税の総額を算定額であん分した額とする。

算定単位		単位金額	
人口	一人につき	九九六円	
面積	一平方キロメートルにつき	二七七、三五五	

29 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、それぞれ中欄に定める算定単位の数値の算定の基礎

算定単位の種類		算定の基礎	
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県又は市町村の人口	表示単位	人
二 面積	建設省国土地理院において公表した最近の当該道府県又は市町村の面積	表示単位	平方キロメートル

(第二種交付税)

30 第二種交付税は、昭和五十年から昭和五十二年までの各年度に限り、当該各年度の基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に對して交付する。

31 各道府県又は市町村に交付すべき第二種交付税の額は、次の表の上欄に掲げる経費の種類及び中欄に掲げる算定単位ごとの下欄に掲げる単

経費の種類		算定単位	
民生費	決算における民生費の額	千円につき	一三五円
単独普通建設事業費	決算における単独普通建設事業費の額	千円につき	九六

32 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、それぞれ中欄に定める算定単位の数値の算定の基礎

算定単位の種類		算定の基礎	
一 決算における民生費の額	当該道府県又は市町村の決算(当該年度の前期年度のものをいう。次号において同じ。)における社会福祉及び社会保障に關する事業で自治省令で定めるものに係る経費	表示単位	千円
二 決算における単独普通建設事業費の額	当該道府県又は市町村の決算における国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けないで施行した公共施設及び公用施設の建設の事業で自治省令で定めるものに係る経費	表示単位	千円

33 第二交付税は、毎年度、一月に交付する。(準用規定等)

34 第四条、第五条(第五項を除く。)、第八条、第九条、第十条第三項から第五項まで、第十七条、第十七条の三から第二十項まで、第二十条の三第二項、第二十一条第一項から第三項まで及び第二十二條の規定は、第二交付税について準用する。この場合において必要な技術的調整は、政令で定める。

35 附則第二十三項から前項までに定めるもののほか、第二交付税の交付に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(臨時地方財政交付金)

36 昭和五十年に限り、第二号に掲げる額が第一号に掲げる額に満たない地方団体に對して、当該満たない額に相当する額を臨時地方財政交付金として交付する。

一 地方交付税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号。次号において「昭和五十年改正法」という。)による改正前の第十条の規定により昭和五十年度の当該地方団体に對する普通交付税の額として既に決定した額

二 昭和五十年改正法による改正後の第十条の規定により昭和五十年度の当該地方団体に對する普通交付税の額として交付すべき額と昭和五十年度の当該地方団体に對する第二交付税の額との合算額

37 前項の臨時地方財政交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(臨時地方特例交付金)

38 昭和五十年に限り、同年度の基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に對して、臨時地方特例交付金を交付する。

39 臨時地方特例交付金の総額は、七百八十一億円とする。

40 各地方団体に對して交付すべき臨時地方特例交付金の額の算定その他臨時地方特例交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十年度分の地方交付税及び第二地方交付税から適用する。

第二条 昭和五十三年四月一日において昭和五十二年度以前の年度における第二地方交付税でまだ交付していない額がある場合は、その額を昭和五十二年度分の第二地方交付税の交付を受けた地方公共団体に対して、昭和五十四年六月に交付する。

2 前項の規定により各地方公共団体に対して交付する額は、昭和五十二年度分として各地方公共団体に交付した第二地方交付税の額で前項の額をあん分した額とする。

3 昭和五十三年四月一日において昭和五十二年
度以前の年度分として交付した第二地方交付税
の額が昭和五十二年度以前の年度において交付
すべきであつた第二地方交付税の額を超えてい
る場合においては、当該超えている額は、昭和
五十二年度の第二地方交付税とみなす。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改
正)

第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の三十二」を「百分の三十五」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則第九項中「第三項」を「第六項」に、「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とする。

附則第六項及び第七項中「第三項」を「第六項」に改め、これらの項をそれぞれ附則第九項及び第十項とする。

附則第五項を附則第八項とし、附則第四項を附則第七項とし、附則第三項を附則第六項とし、同項の前に次の三項を加える。

3 昭和五十年度に限り、第三条中「地方譲与税譲与金」とあるのは「第二地方交付税交付金

う。臨時地方財政交付金(同法による臨時地方財政交付金をいう。次条において同じ)、臨時地方特例交付金(同法による臨時地方特例交付金をいう)、地方譲与税譲与金」と、第四条中「百分の三十五に相当する金額の合算額」とあるのは「百分の三十五に相当する金額の合算額から三千百一億四千万円を控除した額」と、「控除した額に相当する金額」とあるのは「控除した額と、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれの百分の八に相当する金額の合算額、七百八十一億円及び臨時地方財政交付金の合計額から八千二百七十億四千万円を控除した額との合算額に相当する金額」と読み替へるものとす。

4 昭和五十一年度及び昭和五十二年度に限り、第三条中「地方譲与税譲与金」とあるのは「第二地方交付税交付金（同法による第二地方交付税の交付金をいう）、地方譲与税譲与金と、第四条中「控除した額に相当する金額」とあるのは「控除した額と、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれの百分の八に相当する金額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における同法による第二地方交付税に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該第二地方交付税に相当する金額を超えてこの会計に繰り入れた額を控除した額との合算額に相当する金額」と読み替えるものとする。

5 地方交付税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則第二条の規定により地方公共団体に対して交付する金額がある場合における第三条及び第四条の規定についての必要な技術的読替は、政令で定め

る。
附則に次の三項を加える。

13 この会計においては、昭和五十年度に限り、附則第六項の規定による借入金のほか、一兆千三百七十一億八千万円を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

14 前項の規定による借入金の償還金及び利子の支払に充てゐるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

15 附則第九項及び第十項の規定は附則第十三項の規定による借入金について、附則第十三項の規定は附則第十三項の規定による借入金の償還金及び利子並びに前項の規定による一般会計からの繰入金について、それぞれ準用する。

（昭和五十年度における地方債の特例）

第四条 昭和五十年度に限り、地方公共団体は、その財政運営に支障が生ずることがないようにするため、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項ただし書の規定によつて地方債を起すこともなおその財源に不足を生ずる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

本案施行に要する経費として、本年度約二千

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 警察費				
二 土木費				
1 道路橋りよう費		警察職員数	一人につき	三、八五〇、〇〇〇円
(1) 経常経費		道路の面積	千平方メートルにつき	一二八、〇〇〇
(2) 投資的経費		道路の延長	一キロメートルにつき	一、八五六、〇〇〇
2 河川費				

百六十億円の見込みである。

十一月十一日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は十一月十日)

一、昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案

昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律案

昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律

（昭和五十年度における地方交付税の特例）

第一条 昭和五十年度に限り、同年度分として交

（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）附則第八項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との合算額に次の各号に掲げる額の合算額を加算した額とする。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特別交付金の額 二百二十億円

二 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）附則第三項に規定する借入金の加算額 一兆千百九十九億八千万円

2 昭和五十年度に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

三 教育費	(1) 小学校費	教職員数	一人につき	一、九九二、〇〇〇
	(2) 中学校費	教職員数	一人につき	一、九六二、〇〇〇
	(3) 高等学校費	教職員数	一人につき	三、五六六、〇〇〇
	(4) 経常的経費	生徒数	一人につき	二、三二〇、〇〇〇
四 厚生労働費	(1) 経常的経費	生徒数	一人につき	二、三二〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	二、一八〇、〇〇〇
	(3) 労働費	人口	一人につき	一、〇五二、〇〇〇
	(4) 衛生費	人口	一人につき	二、一九〇、〇〇〇
五 産業経済費	(1) 経常的経費	人口	一人につき	一、三七〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇
	(3) 労働費	人口	一人につき	一、六四〇、〇〇〇
	(4) 衛生費	人口	一人につき	二、二九〇、〇〇〇
六 その他の土木費	(1) 経常的経費	人口	一人につき	一、三七〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇
	(3) 労働費	人口	一人につき	一、六四〇、〇〇〇
	(4) 衛生費	人口	一人につき	二、二九〇、〇〇〇
七 その他の教育費	(1) 経常的経費	人口	一人につき	一、三七〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇
	(3) 労働費	人口	一人につき	一、六四〇、〇〇〇
	(4) 衛生費	人口	一人につき	二、二九〇、〇〇〇
八 その他の労働費	(1) 経常的経費	人口	一人につき	一、三七〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇
	(3) 労働費	人口	一人につき	一、六四〇、〇〇〇
	(4) 衛生費	人口	一人につき	二、二九〇、〇〇〇
九 その他の産業経済費	(1) 経常的経費	人口	一人につき	一、三七〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇
	(3) 労働費	人口	一人につき	一、六四〇、〇〇〇
	(4) 衛生費	人口	一人につき	二、二九〇、〇〇〇
十 その他のその他の土木費	(1) 経常的経費	人口	一人につき	一、三七〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇
	(3) 労働費	人口	一人につき	一、六四〇、〇〇〇
	(4) 衛生費	人口	一人につき	二、二九〇、〇〇〇

市町村	一 消防費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	二 土木費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	三 都市計画費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	四 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
市町村	五 投資的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	六 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	七 投資的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	八 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
市町村	九 投資的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	十 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	十一 投資的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	十二 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
市町村	十三 投資的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	十四 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	十五 投資的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	十六 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
市町村	十七 投資的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	十八 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	十九 投資的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
	二十 経常的経費	人口	一人につき	二、九二〇、〇〇〇

(1) 經常經費 (2) 投資的經費 2 商行政費 3 その他の産業經濟費 (1) 經常經費 (2) 投資的經費 6 その他の行政費 1 徵稅費 2 戸籍住民基本台帳費 3 その他の諸費 (1) 經常經費 (2) 投資的經費 7 災害復旧費 8 特定債償還費 9 刃地対策事業債償還費 10 特別事業債償還費	農家數 農家數 人口 林業、水産業及び鉱業の従業者數 林業、水産業及び鉱業の従業者數 市町村税の税額 世帯數 人口 面積 災害復旧事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金 公共事業費等特定の事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金 刃地対策事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金 公共事業費等特定の事業費の財源に充てられたため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	一戸につき 一戸につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 千円につき 一世帯につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 千円につき 千円につき 千円につき 千円につき	一五、九〇〇 六、〇九〇 三五七 一〇、五〇〇 五、九三〇 一二八 二、二九〇 四、二八〇 三三八、〇〇〇 七七五 一一五、〇〇〇 九五〇 二五〇 八〇〇 一一四
--	---	--	--

（昭和五十年年度における地方債の特例）

第二条 昭和五十年年度に限り、地方公共団体は、地方税の減収により、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項ただし書の規定によつて地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充て

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則 第十一項中「昭和五十二年」を「昭和五十五年」に改定する。

第十五年度まで」を「昭和五十二年」に改定する。

度まで」に、「減額した額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額をそれぞれ加算した額」を「減額した額（昭和五十二年から昭和五十五年までの各年度にあつては、当該減額した額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額をそれぞれ加算した額）」に改める。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第二項中「以下「昭和四十七年度特例法」という。」第一項の下に「昭和五十年年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律（昭和五十年法律第 号。以下「昭和五十年特例法」という。）第一条第一項を加える。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和五十四年度まで」を「昭和四十六年度から昭和五十九年度まで」に、「昭和四十八年度から昭和五十一年度までの各年度分にあつては千二百九十五億六千万円から三十億円を控除した額と千五百三

十五億円との合算額から千二百二十一億円を控除した額、昭和五十二年から昭和五十四年度までの各年度分にあつては千二百九十五億六千万円から三十億円を控除した額と千五百三十五億円との合算額から千二百二十一億円を控除し、更に「昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分にあつては千二百九十五億六千万円から三十億円を控除した額と千五百三十五億円との合算額から千二百二十一億円を控除した額（以下「昭和四十八年度分等の借入金限度額」という。）、昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分にあつては昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千百九十九億八千万円を加算した額、昭和五十二年から昭和五十九年度までの各年度分にあつては昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千百九十九億八千万円を加算した額から」に、「当該下欄に掲げる金額」を「当該下欄に掲げる控除額」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	
	昭和四十八年度分等の借入金限度額に係るもの	その他のもの
昭和五十二年	百二十四億円	八百五十億円
昭和五十三年	四百七十億円	千二十億円
昭和五十四年	五百三十六億円	千五百十億円
昭和五十五年	五百四十九億六千万円	千二百九十億円
昭和五十六年		千四百四十億円
昭和五十七年		千六百十億円
昭和五十八年		千八百十億円
昭和五十九年		

附則第八項中「昭和五十年年度分にあつては同号に掲げる額」を「昭和五十年年度分にあつては同号に掲げる額と昭和五十年特例法第一条第一項第一号に掲げる額との合算額」に改める。

昭和五十年十一月十九日印刷

昭和五十年十一月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局